

令和4年第6回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月20日（木曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後3時35分
場所 第2委員会室

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	島袋善明君
土木総務課長	新垣雅寛君
道路街路課長	砂川勇二君
道路管理課長	下地英輝君
河川課長	波平恭宏君
海岸防災課長	前武當聡君
港湾課長	呉屋健一君
都市計画・モノレール課長	仲厚君
都市公園課長	仲本隆君
下水道課長	上原正司君
住宅課長	仲本利江さん

本日の委員会に付した事件

- 令和4年第6回議会認定第1号 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 令和4年第6回議会認定第5号 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第12号 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第15号 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第16号 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第17号 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第18号 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会認定第24号 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出席委員

委員長	瑞慶覧 功君
副委員長	下地 康 教君
委員	仲里全 孝君
	座波 一君
	呉屋 宏君
	照屋 守之君
	玉城 健一郎君
	島袋 恵祐君
	比嘉 瑞己君
	崎山 嗣幸君
	新垣 光栄君
	金城 勉君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第12号、同認定第15号から同認定第18号まで及び同認定第24号の決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算事項の概要説明を求めます。

○島袋善明土木建築部長 令和3年度土木建築部の一般会計、下地島空港特別会計をはじめとする6特別会計及び企業会計である流域下水道会計における歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました歳入歳出決算説明資料（土木建築部）を御覧ください。

それでは、説明資料1ページを御覧ください。

企業会計を除く土木建築部の歳入総額は、予算現額（A）1013億4467万4265円に対し、調定額（B）703億475万5666円、収入済額（C）696億283万7876円、収入未済額（E）6億2571万9510円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は99%となっております。

また、不納欠損額（D）は7619万8280円となっております。

2ページを御覧ください。

歳出総額は、予算現額（A）1146億5117万8982円

に対し、支出済額（B）801億7227万7147円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は69.9%となっております。

繰越額（C）は319億6087万9201円で、繰越率は27.9%となっております。

不用額（D）は25億1802万2634円で、不用率は2.2%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額（A）997億7808万1332円に対し、調定額（B）685億3664万5423円で、収入済額（C）678億5760万6612円、収入未済額（E）6億284万531円であり、収入比率は99%となっております。

また、不納欠損額（D）は7619万8280円となっております。

収入未済及び不納欠損の主なものを款別に見ますと、(款)使用料及び手数料の収入未済額が4億7553万5733円となっており、収入未済の主な理由としては、県営住宅使用料の滞納によるものです。

また、(款)使用料及び手数料の不納欠損額が5247万824円となっており、不納欠損の主な理由としては、県営住宅使用料未収金の時効援用によるものです。

続きまして、4ページを御覧ください。

(款) 諸収入の収入未済額は1億2730万4798円で、収入未済の主な理由としては、談合問題に係る違約金の未収金によるものです。

また、(款) 諸収入の不納欠損額は2372万456円で、主な理由としては、談合違約金の時効の援用によるものです。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）1130億8458万6049円に対し、支出済額（B）788億4174万2876円で、執行率は69.7%となっております。繰越額（C）は318億3887万6201円で、繰越率は28.2%となっております。不用額（D）は24億396万6972円で、不用率は2.1%となっております。

繰越しの主な理由としましては、計画の変更や関係機関等との調整の遅れ等であります。

また、主な不用の理由としましては、(目) 港湾災害復旧費において、軽石の回収量が当初見込んでいた量より少なかったことによる不用等があります。

続いて、特別会計の決算について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）4億2534万6253円に対し、調定額（B）3億7553万1729円で、収入済額（C）も調定額と同額であります。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）4億2534万6253円に対し、支出済額（B）3億7372万521円で、執行率は87.9%となっております。繰越額（C）は1380万円で、繰越率は3.2%となっております。不用額（D）は3782万5732円で、不用率は8.9%となっております。

繰越しの主な理由は、航空灯火更新実施設計業務委託の設計調整の遅れによるものです。

不用の主な理由は、医療資機材搬送車庫新築工事に係る入札残によるものです。

10ページを御覧ください。

次に、宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）4億1517万4000円に対し、調定額（B）4億3218万1827円、収入済額（C）4億1659万3058円、収入未済額（E）1558万8769円であり、収入比率は96.4%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

続きまして、11ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）4億1517万4000円に対し、支出済額（B）が4億457万6924円で、執行率は97.4%となっております。繰越額（C）は1049万6000円で、繰越率は2.5%。不用額（D）は10万1076円で、不用率は0.1%となっております。

繰越しの主な理由は、給水給電施設更新の仕様等詳細について、港湾利用者及び関係機関との調整に不測の時間を要したことによるものです。

12ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）2億4331万3000円に対し、調定額（B）1億9808万2747円、収入済額（C）も調定額と同額であります。

続きまして、13ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億4331万3000円に対し、支出済額（B）が1億7886万3185円で、執行率は73.5%となっております。繰越額（C）は5000万円で、繰越率は20.5%。不用額（D）は1444万9815円で、不用率は6%となっております。

繰越しの主な理由は、荷さばき地舗装工事について、国との調整に時間を要したためであります。

14ページを御覧ください。

続いて、中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）2億1841万7280円

に対し、調定額（B）3億4153万483円、収入済額（C）3億3424万273円、収入未済額（E）729万210円であり、収入比率は97.9%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

15ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億1841万7280円に対し、支出済額（B）が1億6177万6573円で、執行率は74.0%となっております。不用額（D）は5664万707円で、不用率は26.0%となっております。

不用の主な理由は、不法投棄等に対応するためのフェンス設置工事について与那原町との調整により、計画の見直しを行ったことによるものであります。

16ページを御覧ください。

続いて、駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）5377万6000円に対し、調定額（B）2億1352万2585円で、収入済額も調定額と同額となっております。

17ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）5377万6000円に対し、支出済額（B）が610万638円で、執行率は11.3%となっております。繰越額（C）は4342万3000円で、繰越率は80.7%。不用額（D）は425万2362円で、不用率は8.0%となっております。

繰越しの主な理由は、照明設備の改修工事について、取替用照明器具が品薄であることによる工期延長に伴うものであります。

18ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入が、予算現額（A）2億1056万6400円に対し、調定額（B）2億726万872円で、収入済額も調定額と同額であります。

19ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億1056万6400円に対し、支出済額（B）が2億549万6430円で、執行率は97.6%となっております。繰越額（C）は428万4000円で、繰越率は2.0%となっております。不用額（D）は78万5970円で、不用率は0.4%となっております。

繰越しの理由は、泡瀬人工島内における土砂の移動計画について、本計画と連動する国の埋立工事の遅延が判明し、年度内完了が困難となったことによるものであります。

最後に、流域下水道事業会計については、令和2年度から地方公営企業法を適用しまして、公営企業会計に移行していますので、沖縄県流域下水道事業会計決算書に基づいて御説明いたします。

ただいま表示同期しております、沖縄県流域下水道事業会計決算書を御覧ください。

それでは、決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計115億4131万2000円に対して、決算額は114億3941万4749円で、予算額に比べて1億189万7251円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少等によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計が115億267万5000円に対して、決算額は107億3744万9904円で、不用額が6億7443万2196円となっております。

不用額の主な理由は、第1項の営業費用における委託料及び減価償却費の減少等によるものであります。

2ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計96億338万985円に対して、決算額は72億5194万61円で、予算額に比べて23億5144万924円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計112億3055万7800円に対して、決算額は85億778万7709円で、翌年度への繰越額が25億952万4401円、不用額が2億1324万5690円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

3ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益49億6801万6420円に対して、2の営業費用は100億4421万7799円で、50億7620万1379円の営業損失が生じております。

4ページを御覧ください。

3の営業外収益59億7236万914円に対して、4の営業外費用は3億8万9959円で、右端上から1行目に

なりますが、56億7227万955円の営業外利益が生じており、経常利益は5億9606万9576円となっております。

5の特別利益を加味した当年度の純利益は5億9818万4193円となり、この当年度純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高192億5614万6319円に対し、当年度変動額が5億9818万4193円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は198億5433万512円となっております。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高5億9818万4193円の全額を今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることにしております。

7ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計1488億3728万9063円となっております。

9ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが、負債合計1289億8295万8551円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが、資本合計198億5433万512円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが、1488億3728万9063円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

○瑞慶覧功委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に関する決算事案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際に

その旨を発言するものとし、明10月21日、当委員会の質疑終了後に改めて、総括質疑とする理由の説明を求めることにいたします。

なお、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で説明資料の当該ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに土木建築部関係の決算事項に関する質疑を行います。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 既に質問取りなど、皆さん調整をされていると思っておりますけれども、令和3年度沖縄県内部統制評価報告書の中で7ページをお開きください。

県管理施設における死亡事故の発生について、何点か確認していききたいと思います。

令和3年5月、土木建築部が所管する本部港内の施設において、鉄製の扉が倒れ、その下敷きとなって作業員が死亡する事故が発生しました。事故の要因については警察による捜査が行われているとありますけれども、県の関わりをお願いいたします。

○呉屋健一港湾課長 令和3年5月に本部港にある上屋で鉄製の扉を操作した作業員が、倒れた扉の下敷きになりまして亡くなる事故が発生しております。

事故の発生原因については、ただいま警察のほうで捜査を行っているところであります。

○仲里全孝委員 その中身を、私は今までの答弁で

把握はしているんですけれども、その県と県警の間わりは何かないですか、協力体制だとか。

○呉屋健一港湾課長 警察のほうからは捜査の協力ということで、事故の直後に捜査協力が行われておりまして、それ以降、特に警察のほうからはこちらに情報の提供とか、そういうのはございません。

○仲里全孝委員 警察のほうからは受けていないという御理解でよろしいでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 警察のほうからは、捜査以降特にこちらにいろいろな資料要求とか、そういったものは今のところございません。

○仲里全孝委員 この件については、重大な不備の該当性にコメントされております。本部港の管理に関する課題が指摘されておりますけれども、内容を紹介してください。

○呉屋健一港湾課長 これは調査委員会の報告書になりますけれども、沖縄県も本部町も本件入り口扉の傾倒のリスクを認識しておらず、入り口扉の使用禁止等の措置も取られていなかった。また、使用者も傾倒リスクの認識が不十分であり、被害者ら従業員に対し、本件入り口扉の開閉に関する注意喚起を行っていなかったというふうになっております。

○仲里全孝委員 それですね、私もホームページで確認しました。今回の事故の原因、抜本的な原因は指摘されていないですか。

○呉屋健一港湾課長 いろいろな要因があるかと思えますけれども、最終的に検討委員会の報告書において、本件事故は多くの人為的ミスが幾重にも重なった結果発生した事故と結論づけております。

○仲里全孝委員 人為的とか、そのもろもろ運用とか、私はそれを確認してるわけではありません。今回の事故の要因は何だったんでしょうかということなんです。もう1年過ぎていますから、皆さんはいろんな形で調査されていると思うんです。その事故の要因は何だったんでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 報告書の結果にはなるんですけれども、本件事故の要因については、左側扉が傾倒の危険性が高い状態となった原因の特定は容易ではないと結論づけております。

○仲里全孝委員 是正の状況において、皆さんは修繕されているんですよ。修繕等の対応を必要とする場合、連絡体制を明確にしました。第三者被害が想定される危険箇所について早急に応急措置を行う。どこだったんですか、それ。

○呉屋健一港湾課長 報告書によりまして、要因は様々になっておりまして、人為的な要因が幾重にも重なったということになっておりますけれど

も、その具体的な内容になりますけど、要因といたしましては港湾管理についての全般と設計、施工管理の問題やら、建築物管理の問題、あとは使用上の問題など、複数の問題が重なっているということになっております。

○仲里全孝委員 その問題は分かるんですよ。

委員会だから何が原因だったのかなど、そういう問題点があるのは知ってるんですよ。何が原因だったんですか。県の施設で作業員が亡くなっているんですよ。それは明らかにしないとイケないんじゃないですか。

○呉屋健一港湾課長 要因については、やはり本件の事故は多くの人為的ミスが重なった結果というふうになっておりまして、そういう結果がある中で事故の原因については警察のほうで今捜査を行っているところであります。

○仲里全孝委員 皆さんは、県の施設で死亡事故が起きて、何が原因だったのか確認しないんですか。我々、県警がね、今捜査中というのは分かっているんですよ。沖縄県が管理する施設で死亡事故が発生したんですよ。それ検証しないんですか、確認しないんですか。

○呉屋健一港湾課長 それで、我々のほうも、この上屋の事故に係る再発防止検討委員会を設置しまして、このような結論というか、どのような管理がなされてきたかというようなものと結論を得まして、本件の事故は多くの人為的ミスが幾重にも重なった結果というふうになっております。

やはり、事故の原因、詳細については警察も捜査を行っているところでありますので、その結果を待ちたいと思います。

○仲里全孝委員 再発検討委員会、設置してるの分かるんですよ。事故が発生して1年もたっているんですよ。我々、地元に戻ってどういうふうに説明するんですか。事故の前、本部町から県のほうに何件か修繕の要望があったと思うが、説明してください。

○呉屋健一港湾課長 連絡が来たのが、令和2年1月23日に連絡をいただいております。

○仲里全孝委員 要望内容を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 本部町からメールにて、北部土木事務所港湾課宛て、上屋扉に関わる依頼がありました。

その具体的な内容といいますのは、雨水がたまりやすく、経年劣化、潮風による腐食があると。現在、無理やり引っ張って開閉し、かなりの荷重がかかる箇所であるということと、あと、修繕は大規模な作業になることが予想されるということで連絡を受け

ております。

○仲里全孝委員 それが事故の原因だったんじゃないですか、課長。

○呉屋健一港湾課長 修繕要望としてこのようなことが上がっておりますけれども、原因というのは、やはり特定がなかなか難しく、警察の捜査を待ちたいと思います。

○仲里全孝委員 劣化の要因教えてください、内容を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 鉄製の扉であって、また上屋そのものも鋼材、コンクリート等で使われてますので、この港というかなり厳しい環境状況に置かれるところがありますので、それなりに劣化、腐食等は進行していくものと考えられます。

○仲里全孝委員 何が劣化されてましたか。

○呉屋健一港湾課長 引っ張ってもなかなか扉が開閉しにくいというお話がありましたので、この扉を支えるレールというか、その辺のボルトとか、いろいろ、下の部分のレールとか、その辺に不具合があったものと考えられます。

○仲里全孝委員 課長、そこなんですよ。機能してない。倉庫のドアとして機能してなかったんですよ。その当時、皆さんが報告を受けて、現場へ行って、使用禁止ですよ、しばらく使わないでくださいと。そういう、皆さんの対応ができていれば、事故は防げたんですよ。

○呉屋健一港湾課長 委員おっしゃるようなこともあろうかと思いますが、やはりこの事故の要因、これについては報告書にもありますとおり、沖縄県も本部町も本件入り口扉の傾倒のリスクを認識しておらず、入り口扉の使用禁止等の措置も取られていなかった。また使用者も傾倒リスクの認識が不十分であり、被害者ら従業員に対し、本件入り口扉の開閉に関する注意喚起等を行っていなかったと、本件事故は多くの人為的ミスが幾重にも重なった結果というふうに結論づけております。

○仲里全孝委員 大きな人的ミスって、町から記録もあるんですよ、皆さんに修繕をしてくれと。何で対応しなかったんですか。

○呉屋健一港湾課長 4月20日の現場確認時点では、職員もこの傾倒の危険性の認識がなかったということになります。

○仲里全孝委員 再度確認するんですけれども、町から県のほうに修繕の要望がありました。それはいつだったのか。県がアクションを取ったのは、どのようにアクションを取ったのか。すぐ現場踏査したのか、どの部署で行ったのか。教えてください。

○呉屋健一港湾課長 令和2年1月にメールが本部町からありまして、そのときに現場確認して、実際この認識ができなかったということになりますけれども、3年4月に、また北部土木事務所へ上屋扉のレールの調子が悪いと、開け閉めがしづらく補修してほしいということの依頼がありまして、翌日の20日には、北部土木事務所の職員が現場を確認しております。

○仲里全孝委員 要望を受けて現場踏査しました、現場確認しました。その時点でなぜ把握できなかったんですか。

○呉屋健一港湾課長 先ほど、私が2年1月にはという話をしましたが、そのときに現場には行っておらず、3年4月に現場を確認しております。

○仲里全孝委員 委員長、休憩をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から令和2年1月に町からメールを受けた後、現場には行っていないのかとの確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋健一港湾課長。

○呉屋健一港湾課長 その後、4月に現場に行っております。令和3年4月に連絡があった際に、4月20日に北部土木事務所の職員が現場を確認しております。

○仲里全孝委員 4月であっても、現場確認したという事実があれば、把握はできるんじゃないですか。

○呉屋健一港湾課長 4月20日に現場を確認したときには、傾倒のリスクまでは認識はしていなかったんですけれども、修繕するということで調整を進めていこうということになっております。

○仲里全孝委員 ちょっと、再度確認させてください。どの部署で現場を確認したんですか、誰が。

○呉屋健一港湾課長 20日には、北部土木事務所の職員が現場を確認しております。

○仲里全孝委員 委員長、この件、非常に疑問な点があります。どうか総括質疑へ、要調査事項として上げてください。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲里委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 委員長、この件については、県全体で重大な不備の該当性があるというふうに知事部局のほうからも上げられております。

ぜひ、知事本人にこの問題点を上げるために、総括質疑へ要調査事項として上げてほしいです。よろしくお願ひします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 以上です。

○瑞慶覧功委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 今の本部港の件に関して、もうちょっと私のほうからも疑問点を質疑したいと思ひます。

この本部港の事故が起こった施設に関しては、県の施設というふうになっていると思ひられますけれども、これは本部町にその施設管理が委託されているというこの理解でよろしいでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 本部町への権限移譲についてなんですが、権限移譲ということで、市町村への権限移譲は地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとするものであるということ、本部港の管理については、沖縄県港湾管理条例第31条に基づき、本部町に権限移譲されております。

○下地康教委員 これ、権限移譲という形になってはいますが、これは管理委託をするということではなくて、権限移譲というやり方でやっているんですか。

○呉屋健一港湾課長 権限を移譲しております。

○下地康教委員 権限移譲ということですが、例えば、施設が破損したりとか、従来の機能を保てないというふうになった場合、修繕という形になるはずなんですけれども、この修繕の規模ですね、その修繕の大きさ、そういったのはどのようになっていますか。

つまり、この程度の金額であれば、権限移譲された本部町が修繕をしますよとか、それ以上の費用であれば、県にその費用を賄ってもらおうというようなことが、そういう約束事が、取決めがあったのかどうか、それをちょっと確認したいと思ひます。

○呉屋健一港湾課長 沖縄県の港湾管理条例及び沖縄県港湾管理条例施行規則に基づき、軽微な修繕については本部町が実施すべきということでの認識で我々は考えております。

○下地康教委員 この軽微の範囲というのを聞かせてください。

○呉屋健一港湾課長 軽微な修繕というものは本部町の業務範囲なんですけれども、これについてはきちりとした明確な線引きというのはされておりました。

○下地康教委員 これ、おかしくないですか。権限移譲をされているということですが、じゃあどこまでその修繕も含めてですよ、権限移譲されているのかと。軽微と申しておりますけれども、これどこまでの範囲かということですね。

○呉屋健一港湾課長 日常の管理で必要となるものについては、市町村でやっていただいているんですけれども、明確な線引きというのがないので、それぞれケース・バイ・ケースで協議してやるということになります。

また、大きい修繕についても報告を受けて、それで協議をしていくということにしております。

○瑞慶覧功委員長 ちょっとすみません。聞き取りづらいで、もっとマイクですね、聞き取りづらいで。

○下地康教委員 はっきりしゃべってもらえますか、聞き取れるように。

○呉屋健一港湾課長 ケース・バイ・ケースになるということがあります。

○下地康教委員 その権限移譲をするということですが、その施設がちゃんと機能するこの目的ですよね、施設の。

例えば、今回の場合は倉庫ですね。この倉庫というのは、あるものをいろいろ港湾の物資を入れたり出したりするために保全をしたりとかそういった形ですから、例えば雨漏りであったりとか、あとドアの開閉であったりとか、それがその施設の機能をしっかりと保持するということですね。だから、そういった施設の機能が損傷をしたりとか、修繕が必要であるとか、そういったものが非常に重大な事項ではないですか。どうですか。

○呉屋健一港湾課長 委員がおっしゃるように、上屋の扉とか屋根とか、そういったものというのは上屋の機能を、物流という意味で非常に重要な位置を占める部分の部材、機能でありますので、それについては非常に重要なものとなっておりますと考えております。

○下地康教委員 今回の修繕はこれ軽微なものではないという、そういうふう理解をしているという認識でよろしいですか。

○呉屋健一港湾課長 それは、軽微なものには該当しないと申しております。

○下地康教委員 つまり、権限移譲された本部町の

職員が、現場から県に対して再三、この修繕を依頼をしているということにもかかわらず、皆さんはその対応が非常に遅かった。これは今、お答えしているように、重大な修繕であると、機能保全するためにですね。そういうことに該当するにもかかわらずですよ、皆さんの対応がなぜ遅かったんですか。

○呉屋健一港湾課長 沖縄県も本部町も本件入り口扉の傾倒のリスクを認識しておらず、入り口扉の使用禁止等の措置も取られていなかったと。また、使用者も傾倒のリスク認識が不十分であり、被害者ら従業員に本件入り口扉の開閉に関する注意喚起は行っていなかった。

○下地康教委員 さっきお答えした重要な修繕だと認識をしていると言いながら、何で今認識をしていなかったという話をしているんですか。

○呉屋健一港湾課長 部材そのものは構造物として非常に大事な部分であるというのは認識はしておりますけれども、入り口扉側が傾倒するというリスクまでは認識できていなかったということになります。

○下地康教委員 いや、僕は傾倒するとか、そういったことを言っているわけじゃないんですよ。

つまり、この上屋という施設がその機能をしっかりと活用するためには、運営していくためには、その修繕なりしなければならぬと。重要な修繕であるというふうな今、認識をしていると言いましたよね。

であるならば、それが傾倒するとかそうではなくて、その破損をしている状況が現場で確認されているわけですから、それを復元する、元の機能に戻すと。これは傾倒とか事故が発生するおそれがあるとかそういう話ではなくて、もうそもそも目視でそれが破損をしているということが分かれば、これ重大な事故に結びつくという、普通、これ中学生でも分かるんじゃないですかね。その目視でもって危険性が、危険な事故が発生するというようなことが予測されていたわけですからね。それがなぜその対応が遅かった。認識がなかったというのは、さっき言っていることと、今の答えと全く違いますね。どうですか。

○呉屋健一港湾課長 3年4月に現場に行った際に、異常があるということの認識がありまして、それを修繕する予定で業者等の見積りを取るなどの作業はしておりました。

○下地康教委員 もうこの件に関しては最後に指摘をして終わるんですけども、要するに、施設の機能が保てないその破損状況であるという認識をしながら、それに対応するその対応速度と申しますか、

その対応が遅かったということで今回の事故が発生した。これ非常に重大なことだというふうに思いますので、先ほども全孝委員のほうからありましたように、これは総括質疑に値するというふうに指摘をしておきます。

それともう一つ、1点だけこの件に関して。

この見舞金というのは、その家族のほうには支払われているのでしょうか。要するに、見舞金は支払われているのかどうか確認をしたいんですが。

○呉屋健一港湾課長 支払いはしておりません。

○下地康教委員 この事件に関しては原因がまだ確定されていない、警察の捜査がまだ終わっていないということで、結論が出ていないということではありますけれども、やはりこの県の施設において、そういう事故が、死亡事故が発生したということで、やはり知事は何らかの見舞金、これ金額は皆さんの中で内規があるのかどうか知らないんですけども、それやるべきじゃないかなというふうに思いますけど、どうなんですか、部長。

○呉屋健一港湾課長 遺族への補償を検討するに当たっては、県並びに他関係者の責任の所在について、警察の捜査状況に留意しつつ、本部港上屋事故に係る再発防止検討委員会の報告内容についても精査しながら、法律相談を行いながら対応について検討しているところであります。

○下地康教委員 私は、補償金ということじゃなくで見舞金と言っているんですね。この遺族に対する管理者の思いといいますか、そういった制度みたいな、制度といいますか、何かその支出できるような項目というのはありますか。

○呉屋健一港湾課長 委員がおっしゃったような見舞金というようなものが、実際に制度上できるのかどうかというのは、今後確認していきたいと思えます。

○下地康教委員 ぜひこの見舞金ということ、何らかの形でやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に行きたいと思えます。主要施策の成果に関する報告書の374ページ。これは無電柱化推進事業ですけれども、県内で6路線、今回実施したということですけども、その6路線を教えてください。

○下地英輝道路管理課長 無電柱化事業においては、宮古管内での国道390号や平良久松港線、保良西里線等の6路線で実施しております。宮古管内以外におきましては、本部町の114号線、あとはうるま市の県道16号線、あと那覇市の那覇糸満線、あと石垣市の390号線でございます。

○下地康教委員 執行率が77%ということで、これちょっと低いんじゃないかなと思うんですけど、それはどうですか。なぜ77%までしか行けないのか。

○下地英輝道路管理課長 執行率が77%ということですが、執行上の課題というところでは、電線管理者等と引込管路——需要者につなぐ引込管路であるとか、あと地上機器の設置位置の調整に時間を要すること等が挙げられまして、やむを得ず繰り越す場合がございます。

○下地康教委員 これ無電柱化事業の大まかな計画というんですかね。これどのぐらい先までその計画はあるんですか。

○下地英輝道路管理課長 無電柱化事業の推進は、道路の防災機能の向上や良好な景観、住環境の形成等を目的に、緊急輸送道路を中心に今、整備に取り組んでいるところでございます。

推進に当たっては、道路管理者と電線管理者等で構成する沖縄ブロック無電柱化推進協議会という場で、無電柱化する区間の合意が必要になっているところで、この合意を基に沖縄県無電柱化推進計画を立てて進めていくというところでございます。

○下地康教委員 この無電柱化事業というのは、その事業を導入する路線というのは、例えば景観が非常に重視される路線だと思うんですね。例えば、観光に資するような道路であるとか、それとか交通量が多いであるとかだと思うんですけども、これは、やっぱり電線管理者との協議が非常に長引く傾向があるんですね。ということは、この路線に入る前の調査、協議、そういったものをしっかりと事前協議を進めることで、事業に入った場合、予算がついた場合、執行率を上げていくということになると思うんですけども、その事前協議のやり方、そういうものはどうなっていますか。

○下地英輝道路管理課長 区間の合意がされまして、これまた指定してという形になりますが、事前協議という形で入ってまいります。事業の推進、設計を行って工事に着手していきますけども、その工事の中では、執行率向上や工期を短縮するために、発注側ではゼロ県債だとか、そういったものとかを活用して、調整期間の確保や施工期間の平準化、そういったものに取り組んでいるというところでございます。

○下地康教委員 この事業で執行率を上げるというのは、もう事前協議にかかっているはずなんですね。だから、その事前協議をしっかりと行うことでこの執行率が上がってくると思いますので、この事前協議の、例えばチェックリストとかそういったものをしっかりとつくってその事業化もする——実施設計、要

するに現場に工事が入る前にそれをしっかりやるシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 成果報告書の362ページ、渋滞ボトルネック対策の部分です。

これは慢性的な交通渋滞の解消ということで、平成29年度から令和3年度までの事業区間で、終了とされたと思うんですけど、これまでのその実績、どういところの解消に取り組んできたか示してください。

○砂川勇二道路街路課長 令和3年度までの改良箇所ですけども、累計で37か所やっております。

平成27年度に楚辺入口の対策工事から始まりまして、3年度真地交差点等を含む37か所で対策工事を実施したという状況でございます。

○座波一委員 この交差点の渋滞解消というのは、非常に沖縄にとっては有効的な事業だと思います。

だからこれを、本当に交差点改良というのは必ずしも道幅を拡幅する、全線拡幅しなくても取りあえず交差点を改良しておけば、何とか流れをよくすれば、全線のこの幅員を広げるほどのことにはならないということにもなるから、今後もそういったものはどんどんこの改良事業という、全線の改良じゃなくて、交差点の改良事業として県が位置づけるべきだと思っております。

だけど、これは令和3年で終わるんですか。

○砂川勇二道路街路課長 令和3年度で終了ではございません、継続してやっていくと。渋滞対策推進協議会というところで渋滞箇所というのを選定していきまして、その中で引き続き事業としては継続していくという流れになります。

○座波一委員 気になるのは、この課題として夜間工事や苦情対応等が非常に条件面が厳しいということで、不調不落が起こるといふふうにかかれていますが、これはどういう意味でそれ書いたのか。非常に執行率が悪くなっているのか、不調不落というのはどの程度起こったのか。

○砂川勇二道路街路課長 そういことで不調不落となることがあるということで、一応課題として挙げておりますが、申し訳ありません、不調不落が何件かとか、ちょっと今現在、集計を手元に持っておりますが、ボトルネック対策につきましては、渋滞交差点の交通容量の拡大ですとかそういうのを目的に実施しているんですけども、工事の実施に当たりましては公安委員会との協議ですとか、道路占

用者、あと交通管理者、信号機とかの占用物件の移設工事を事前にしっかり行っておりまして、また発注に際しては複数の箇所をまとめるとかいろんな工夫を行って発注しておりまして、令和3年度につきましては順調に工事が進んだというところでございます。

先ほど申しました37か所で着手しておりまして、34か所の対策工事が現時点で完了しております。現時点ではこれまでちょっと遅れたりとかいうこともございましたが、おおむね計画どおりに整備が進んでいるという認識でございます。

○座波一委員 この理由に、この夜間工事や苦情対応があるからかなり厳しいという、非常に不安定な表現をするから、ちょっと大丈夫かなと思うんですよ。そういったものは、これは現場の厳しさというのが多々あることだし、そういったことがあったにしても、やるべきことはやるというふうにやってくださいね。お願いします。

次に388、下水道もこちらですよ。下水道の事業ですね、これは沖縄県のちゅら水プランが令和7年までに進められるように市町村に指導しているはずですが、これの財源はどのように指導していますか。

○上原正司下水道課長 下水道整備の財源ですけど、通常はハード交付金を充ててやっておりますが、近年ハード交付金の減少がありますので、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を使うように市町村に促しているところでございます。

○座波一委員 推進交付金を使うようにというふうに指導をしていると言うんですけど、当初の予定ではハード交付金。このハード交付金とこの推進交付金の補助率はどうなっていますか。

○上原正司下水道課長 下水道の管渠整備における交付金率についてですが、ハード交付金では10分の6——6割。地方創生汚水処理施設整備推進交付金では2分の1——5割となっております。

○座波一委員 これまでに、何年間もこのハード交付金でそれをやるようにというふうな事前協議も含めてやれていたものが、この2分の1の交付金に代わってこの市町村は非常に苦勞をしているんですよ。これが非常に大きな負担になっている。それについては認識していますか。

○上原正司下水道課長 10分の6と2分の1ということで、10分の1、約1割ですね、差があります。しかし、国庫の裏負担分の起債を使用することで交付税措置があることから、市町村の負担は実質5%の増となると考えております。

○座波一委員 国庫の後日のこの処理で賄うといっ

たって、現実、当面のその負担が出ていく、10%も増えるわけだから、厳しいんです、この市町村は。そこはもう紛れもなく、ハード交付金の弊害が下水道整備事業、市町村の整備事業に本当に影響しているということが、もうしっかり表れているんですね。これがいわゆるハード交付金が厳しくなったというのが問題であるということなんです。

そして、幹線の整備なんですけど、例えば南城市の大里地域は、この広域に入っていくわけですけども、西原の処理場に向かうためにはどうしても与那原を通らないといけない。

その与那原を通すこの工事、800メートル幹線工事があるものを、これは本来、県がやるべきものじゃないかと。その南城市がこの与那原側の部分に入行って、800メートルも工事するというのは、もう管理も含めてちょっとこれはあまりスムーズにいかないですよ。そういうところはどうなんですか、幹線工事の問題。

○上原正司下水道課長 下水道事業は、地形的な制約などがあることから、市町村の行政区域を越えて、下水を流下させる場合があります。これでも多くの市町村において隣接し合う区域の汚水処理を受けると、協力して進めております。

○座波一委員 だから、この分は幹線じゃないんですか。

○上原正司下水道課長 南城市の大里についても幹線整備ということになっておりますが、当初計画になかったところの、今回追加でやるということで、県の下水道幹線については幹線整備が終わっておりますので、これは追加ということで南城市のほうで幹線を下水道の幹線まで引いてもらうということになっております。

○座波一委員 いや、だから県がやるべき幹線の整備を追加したわけだから、県が引き続きやるべきじゃないですか。

○上原正司下水道課長 今申しましたように、南城市のほうで、今回大里地区を追加ということでやっておりますので、それについて南城市のほうで複数ルートを検討しまして、与那原町内を通過するルートで決定した後、令和元年度都市計画決定をし、下水道事業への変更を行っております。

○座波一委員 分かりやすく言えば、後から追加したものは自らやりなさいという意味ですか。

○上原正司下水道課長 流域の下水道幹線の整備に当たりましては、2市町村をまたぐ幹線を引いていきますので、今回の全体計画の中では与那原町を通過して南城市というふうに幹線整備は終わっております。

今回、南城市だけの幹線となっておりますので、そこはそこの市町村において幹線整備をするものと考えております。

○座波一委員 そうは言っても、この800メートルに及ぶこの工事をね、この隣の町をやってやるという工事は、そこの議会の同意も得られにくいという状況があるんです。これは、こういったものは、県がやるべきなんですよ。この幹線の整備という、この前提にしてですね。そうは思いませんか。

○上原正司下水道課長 県が整備する流域下水道は、先ほど申し上げたように、2以上の市町村の区域における下水道であります。

南城市も構成員を含む中部流域下水道では、全ての流域幹線の整備をもう既に完了していることから、県が大里地区の汚水を排除するための幹線を整備することは整備基準上、該当しないものため厳しいものと認識しております。

○座波一委員 そうは言ってもなかなか進まないという状況もありますから、県のこの助言、アドバイスはしっかりやってほしいと思います。

次に、360ページのハシゴ道路ネットワークの構築事業です。

地域高規格道路である南部東道路の令和3年度までの執行率、そしてまた完成目標が令和8年であったわけですが、この完成目標については変わらないのか、これ確認をお願いします。

○砂川勇二道路街路課長 令和3年度末の進捗率ですけれども、事業費ベースでいきますと約45%となっております。

完成の目標ですけれども、現時点では令和8年度の暫定供用を目指しております、区間2と区間4の整備を推進しているところでございます。

○座波一委員 45%、半分いったかどうか。あと4年間で完成する予定ということなんですけど、かなりのハイペースが必要なんですよ。だから、そこを地元がもう本当にこのまちづくりの主な要因として、この南部東道路のその早期供用をお願いしているわけですけれども、地元からはもう国直轄にしてでも早期完成を望むという、そういう声が出ているわけなんです。議会からも陳情も出ているわけですが、そういうことについて早期化を望む声というのは、もちろん執行部には届いているかと思いますが、それについてどう思いますか。どのように早期化するか。

○砂川勇二道路街路課長 直轄事業化という話は、地元南城市からも要請がございます。直轄事業化ということになりますと、一般国道の指定区間という

のに指定して国が事業を行う——要するに、県道を廃止して国道に指定するというものが必要になります。それに関しまして、道路法に基づく指定の要件等がございます、総合事務局のほうもハードルが高いということは申ししているところでございます。また、国道に指定しても、その事務手続等でやはり数年かかるであろうということも見込まれますので、早期事業の促進という意味では、その手続を考えますと、早くなるというのはちょっと難しいという話を聞いております。

早期事業の完成に向けましては、今、沖縄総合事務局と意見交換を行わせてもらっておりまして、ジャンクション部分の工事等について総合事務局のほうでお願いできないかというのを、ちょっと今相談しているという状況でございます、県としましても早期の供用に向けて努力はしていきたいと考えております。

○座波一委員 今、課長がおっしゃっている、この空港自動車道との直結部分のジャンクションも同時に令和8年に完成という目標に向かって、ぜひとも国との協力も得ながら連携して進めていただきたいと思っております。

そして、これ、この高規格道路だけじゃなくて、はしご道路事業全て、全般的に言えるのは、やっぱり土地の用地取得がほとんど影響している、順調じゃないというか、これが問題だというのがあるわけなんですけども、ところでこの土地のね、収用法適用も視野に入れているということではあるんですけど、実際にこれ、収用法適用はそんなに時間かかるんですかね。やってるんですか、実際には。

○砂川勇二道路街路課長 土地収用手続に関しましては、めどとしまして、全体の区間で土地の収用が80%ぐらい以上は完成、取得が進んでいるというような要件もございますが、収用自体はいろいろ調査等を行いまして、収用裁決申請書というのを土地収用委員会に提出する必要がございます。標準的に言いますと、それから、案件にもよりますが、二年程度は要しているというのが現状でございます。

適用なんですけども、はしご道路で申しますと幸地インター線ですとか、南部東道路でも今、手続を進めております。こういった形で難航している箇所については、交渉を重ねつつ、やはり厳しいというところは、もうその手続に移行しているという状況でございます。

○座波一委員 もう、この事業は進んでいるわけですので、やはりもう、ある意味この土地収用法適用はちゅうちょすることなく、これは進めていくべき

だと思えますよ。これは今、世の中の流れがその方向に向かっているんじゃないかなと思っていますが、ぜひともよろしくをお願いします。

先ほどの下水道整備事業なんですけど、八重瀬町のほうが、公共がないんですよね、下水道が。そういった相談というのは受けていますか。

○上原正司下水道課長 八重瀬町のほうについては、昔の東風平と具志頭ですか、具志頭のほうで集落排水のほうを整備しております、東風平のほうでは当初、単独公共下水道を計画しておりましたが、やはり厳しいということで取りやめになっております。それで合併して、今、現状としましては農業集落排水で整備することとなっております。

○座波一委員 八重瀬全体、旧東風平部分も、この集落につなごうという考えですか。

○上原正司下水道課長 旧具志頭については、農業集落排水でございますが、東風平についても、おおむね浄化槽の整備がメインとなっております。

○座波一委員 じゃあ、個々の住宅や施設、企業も自らの自己浄化槽で対応していくという方針なんですか。

○上原正司下水道課長 八重瀬町におきましては、今下水道整備は計画されておられませんので、農業集落排水が現状整備された箇所のみで、今後残りの区域については浄化槽の整備を進めていくということです。

○座波一委員 あのね、この南部地域では、この八重瀬だけが公共につなげないんですよね。これ、近隣の町村と調整して集約していくのは、県の役目じゃないかなと思うんですけどね。おのおのでは、これ調整できませんよ。どうですかね、これ。あの八重瀬町が、単独の浄化槽で対応してくるなんて、ちょっとこの今の時代考えられないんだけど。ちゅら水プランからいうと、もう外れてるということか。どうですか。

○上原正司下水道課長 南部地域につきましては、集落がまばらにあるというか、そういう形の地形になっておまして、南部地区で処理場を持ってやっておりますのは、糸満市が処理場を設けて公共下水を行ってまして、ほかのところについては、旧玉城とか、知念村、具志頭とかそういうところで、農集落排水の処理の整備のほうで進めてきています。

○座波一委員 だから、県が率先して技術的なアドバイスも含めて助言して、他の広域との合併とかそういうことを進める必要があるんじゃないかなというのが趣旨ですが。

○上原正司下水道課長 現在、ちゅら水プランの見

直しを行ってるところですけど、八重瀬町におきましては、八重瀬町から先ほど申し上げた農集落排水の整備と、浄化槽の整備を進めていくということになっております。

○座波一委員 以上です。

○瑞慶覧功委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 さっきの仲里全孝さんの議論。これを視点を変えてちょっと話をしたいんだけど、部長はどう認識しているの。令和3年度の沖縄県内部統制評価報告書、これはどこが出しているのか。

○新垣雅寛土木総務課長 総務部が作成しているところでございます。

○呉屋宏委員 これにも書いているけど、そのとおりですね。

僕はね、ただこの内部統制報告書を皆さんに共有してほしいんだけど。ここ見てください。この重大事案が、重大な不備が4つ報告されてる。これ公文書の紛失だとか、あるいは濃厚接触者なのにしょっちゅう飲み歩いている職員だとかね。だけど、一番の問題はね、これは最後に書かれてるこの本部港の問題なんですよ。

この本部港の問題は、さっき議論してるからいいんですよね。これを受けて、1人亡くなってる。その次のページ、8ページ開けてみて。そこに何て書かれてるかというとな、全庁的な内部統制評価。下から2行目に、整備上、運用上重要な不備は認められませんでしたと書いているわけ。これ、人1人亡くなって重要な事案ではないの。あなた方に説明する話じゃないから、これ監査に言ったってね、監査でもできないんだよ、これ書いたのは総務部だから。だから、知事を含めてこれはぜひ問題提起したいと思っていますので、要調査として総括質疑をさせてほしいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 これについては、この内部統制評価報告書は誰が書いたのか。

そして、なぜこういう8ページの全庁的な内部統制評価が、こういうふう整備、運用上、重大な不備は認められませんでしたというこの一言が出てくるのかというのを、知事を含めて、総務部含めて質問したいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました総括

質疑の取扱いについては、明日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それでは、成果に関する報告書の373ページ。

この住宅問題。これ前から僕やっているんだけど、この事業、この居住支援協議会というのは何をしているんですか。

○仲本利江住宅課長 沖縄県居住支援協議会は、低所得者や高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者に対して、民間賃貸住宅に円滑に入居できるように推進する組織であります。

○呉屋宏委員 これ、うまく生かされているんですか。どこでやっているんですか、この事業は。

○仲本利江住宅課長 居住支援協議会の活動の内容でございますが、主に行っているのは、あんしん賃貸支援事業といいまして、この住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居を希望する際に相談窓口というものをっております。

○呉屋宏委員 僕が聞いているのは、どこの市町村が主にやっているんですか。

○仲本利江住宅課長 居住支援協議会は今のところ沖縄県で設立していきまして、市町村単位での協議会は今のところはございません。

○呉屋宏委員 僕が言いたいのは、これどういふことかという、これ900万ぐらいでしょう。多分、これ民間の人がアパートを借りることができないところに対してそれで支援しているということだよ。僕は前から本会議場でも言っているんだけど、あなた方これで過疎対策はできないの。

○仲本利江住宅課長 居住支援協議会が対象としていますのは、低所得者、高齢者、あと障害者、また子育て世帯等です。通常の民間の住宅に入りづらい居住者に対しての支援でございますので、これと過疎対策とはちょっと目的を少し異にするものだというふうに理解しております。

○呉屋宏委員 僕が言いたいのは、あなた方のものはほとんど人がいっぱいいるところに対策してるんだよ、全部。だから県営住宅造るんでしょう。こういうのも全部、過疎でやっているのってやっていないよ、こんなの。ほとんど那覇から、人が多いところ、南部まで、この一帯だ。あれもそうなんだよ、多分、この372ページの、これ住宅ストック活用市町村助成支援事業。この11市町村ってどこの。

○仲本利江住宅課長 宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、伊江村、読谷村、与

那原町、南風原町、八重瀬町の11市町村となっております。

○呉屋宏委員 この中で過疎化しているのはどこね。

○仲本利江住宅課長 伊江村と宮古島市となっております。

○呉屋宏委員 これは、ほとんどそこの住民がたくさんいるところじゃないの、まだ。僕は、皆さんが本当に振興策をやると言うんだったら、本当はあなた方とその過疎対策が一体に組まなければいけないと思っている。これは本会議場でも何度も話をしてきた。

次、次年度のものにこの過疎対策で、皆さん住宅課がセットするつもりはありますか。

○仲本利江住宅課長 過疎対策につきましては、過疎法に基づいて行う事業もございまして、移住を進める目的の場合は企画部、公営住宅の趣旨に沿ったものについては土建部というふうに考えておりました、また、民間の活用ということに関しては、こういったストック活用であったり空き家対策であったりというものがございますので、そういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 住宅課が移住促進やるだとか何とかという話だけど、国頭だとか東だとか、そこに借りられる住宅があるの、そもそも。どんなして移住をさせるの。

○仲本利江住宅課長 移住に関しましては、我々がちょっと持っている事業ではちょっと厳しいかなと思っております、移住促進に関しては企画部のほうで行っております。

○呉屋宏委員 僕の質問聞いていますか。あなた方は過疎対策をやっている課と共同でこういう事業をするつもりはないのかと聞いてるんだよ。

いつまでもあなた方は自分たちの範疇だけでやる。住宅造るのはあなた方、しかし、移住をさせようとするのは過疎対策の課だ。過疎対策で移住させようと思っても、そこにおうちがあるの。誰がやるの、これ。だから、あなた方とタイアップしなければ、過疎なんていうのは絶対に対策できないんだよ、だから聞いているのよ。部長、対策するつもりはありますか。

○島袋善明土木建築部長 呉屋委員から御指摘のとおり、名護以北のヤンバル3村をはじめとして、今、御指摘のとおり、民間住宅、アパートは当然ないよねというお話だと思います。ぜひ我々も企画部が離島過疎地域の指針等をつくって、音頭を取ってやってはいますけれども、我々、土建部、住宅を所管する部局としては当然連携してやっていきたいと考え

ております。

○呉屋宏委員 これですべてやっていただきたいと思いません。僕は昨日決算にも出ただけで、これから質問するのは360ページのハシゴ道路ネットワーク、さっきも議論がありました。これ、昨日僕は監査の中で質問したのが、いいですか、これからの振興策はあと10年しかない。この10年で僕は本当に終わると思っている。だけど、あなた方が県道を造ろうと思ったって、9対1でできるのはもう10年ぐらいなんだよ。つまり、この10年間で道路を完成させなければ大変な状況が起こる。これ、それぐらいの危機感を持ってやらないといけないんだ。相変わらず、全然そこに視点がいかない、県は。あなた方が持っている予算は、この倍にしないといけないぐらいの事業が目の前にいっぱいあるんだよ。職員もこれから、今、1.5倍ぐらいにしないと間に合わないよ。そういう危機感がないから、僕は皆さんに言っているんだよ。このハシゴネットワークなんていうのは、あなた方が計画したものが本当にできるの、そこまでに。

○砂川勇二道路街路課長 10年間でということですが、予算要望に当たりましては、実際についている額の2倍とか3倍とかを一応要望して、関係要路のほうに要請をやっているんですけども、実際予算額が現状の状況になっているという状況でございまして、土建部としましても、渋滞対策は重要と考えておりますので、これからも予算確保に努めて事業の進捗を図っていききたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員 委員長、これぜひ総括質疑に持っていかせてください。これね、あなた方に言ったって無理だよ。これね、知事に言って予算をそこに付けるとやらない限り、あなた方が幾ら言ったって総務とかかけあったって、総務ははじくよ。昨日、審議して分かったんだけど、基金だけで幾らある、1500億。こんなに自分たちのポケットにお金入れといてさ、あの酪農組合一つ片づけ切れないんだよ。こんな話っていうのはないよ。本当に危機感を持っているんだしたら、そこに充当しなければいけないよ。

だから、僕らがあなた方に幾ら言ったって、あなた方が答えるのは予算がないとしか答えられないんだよ。ということは、あなた方の上にこれを進言しなければいけないので、この渋滞状況を、ぜひ知事に現状を総括質疑としてさせてください。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 これは県の三役プラス総務部長だ。この方々に今の渋滞の状況、それを総括で質疑をさせてほしいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質問を続けます。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 最後にしますけれども、これちょっと趣旨から外れる離島だと思うんだけど、396ページ。定住を支援する道路整備について。

これ総予算25億、決算額17億と言っているんだけど、主に何に使っているのか。

○砂川勇二道路街路課長 報告書のほうにも目的内容を記載しておりますが、主に離島をですね、離島の自立的な地域づくりと定住支援を図るため、地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、空港、港湾、漁港等の交通拠点間を相互に連結させるための整備を実施するという目的で実施しております。

○呉屋宏委員 いや、だから具体的に何をやっているのか。

○砂川勇二道路街路課長 離島における県道の整備でございます。

例えば、石垣空港線でありますとか、平良下地島空港線ですとか、その離島における県道の整備を実施しております。

○呉屋宏委員 これ私はね、これまでずっと政治に関わってきて感じているのは、皆さんが行政を行うときに一番やりやすいのは、住民を1か所に集めて行政することなんだよ。つまり、過疎は増やしてね、どんどん過疎化させて那覇を中心としているところにいっぱい人を集めたら、これは行政やりやすいですよ。だから、経常収支比率とか、構成比なんかも、嘉手納なんか非常に低いじゃないですか。これ何かと言ったらね、全島の83%が基地に取られてるから、17%しかないんだよ。学校も一つ造ればいい、ごみを収集するのも簡単だ。こういうようなことを考えていけば、あなた方が今やっているのは理解もできる。本当にこれでいいのか。やる気がないのかなど、僕はね、とつても思ってるからこういうような、もっと過疎化をさせないような——これは離島かもしれないけど、離島以外もね、この道路を使う気はないのか。この事業を使うつもりはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○砂川勇二道路街路課長 重要施策としては、ここ

で離島の事業として挙げているんですけれども、沖縄本島内につきましては、364ページの生活に密着した道路整備事業というところで沖縄本島内の県道の整備、こちらのほうに入っております。

○呉屋宏委員 じゃあ、具体的には、後ほどまた話を聞かせてください。

最後と言ったんだけど、1つ忘れていたので366ページ。これね、都市公園整備事業。これ特に僕が気になっているのは、中城城址公園なんですよ。これ当初の計画の完成はいつだったんですか。

○仲本隆都市公園課長 中城公園につきましては、平成9年に都市計画決定をしております、その同じ年に都市計画事業認可ということで事業を開始しております。

これまでに6回ほど事業期間を延伸しております、今現在の事業期間の完了の予定は令和6年となっておりますが、今、完了時期につきましては、令和10年頃をめどに、今後、進捗状況等もございますので事業期間の延伸を検討をしているところでございます。

○呉屋宏委員 いいですか、課長。これにはね、上から4行目に事業期間、昭和47年からと書いてあるよ。違うの。

○仲本隆都市公園課長 重要施策の366ページにございます、昭和47年度からというのは、県営公園、ほかにも幾つか事業をやっておりまして、その復帰当時からやっている公園は昭和47年からということになっております。中城公園につきましては、平成9年からの事業実施ということでございます。

○呉屋宏委員 何年たっているの。

○仲本隆都市公園課長 今現在でいきますと、事業着手から25年経過しているところでございます。

○呉屋宏委員 別に皆さんをいじめるつもりでやっているわけではありませんから、こういうことも最後にさせてもらいたいんですけど、実はね、この事業目的の中に災害避難場所だとか、環境緑地だとか、レクリエーション活動の場として都市公園を整備してきたということがあるわけですよ。

中部っていうところはどこかというところは、御承知だと思いますよ。これだけの人数が――55万人ぐらいですか、そこにいて、なおかつ基地でね、そのスペースを取られ、我々がね、憩いの場所を感じるところがない。レクリエーションすらやるところが、なかなかない。だから、そういうところをね、真剣に皆さんがこの目的と内容を書いているとおりにやっただけならば、そういうふうには思っているんですよ。だから、急いで完了させろとは言わないけれども、ぜひここはね、しっかり皆さん

の肝に銘じながらこの事業はやってください。

そして、たしか平成十二、三年だったかな。稲嶺恵一さんが知事になったときに言ったのが、選択と集中と言った。今、選択と集中になっているの。28年間事業をだらだらだらだらやるんじゃないで、選択してここは大事だからここを徹底的にやろうというようにことも含めて、もう少し考えるべきじゃないのかなと僕は思っているんですけども、課長はどう思っているのか。

○仲本隆都市公園課長 先ほども少し御説明しましたけれども、県営の都市公園整備事業というのは県営9公園実施しております、そういった中で、例えば社会資本交付金でありますとか、ハード交付金というそういった事業を、各地域ごとでそれぞれの事業計画に基づいて、毎年の事業費の配分をやっているところでございまして、引き続き中城公園も含めまして早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 最後です。これね、さっきも言った道路の問題も含めてね、我々土木委員会のほうから、これはね、全てさっきの渋滞問題に含めてさせていただきます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 まず初めに、午前もありましたけれども、本部の上屋倉庫の死亡事故の件ですけれども、ちょっと確認をしたいんですけど、この本部から皆様方に改善要請があったのが令和3年1月22日。これでいいんですか。

○呉屋健一港湾課長 令和2年1月23日に、本部町からメールにて北部土木事務所港湾課宛てに依頼がありました。

○照屋守之委員 令和2年の次に、令和3年4月20日に現場視察に行ったということですか。

○呉屋健一港湾課長 令和3年4月20日に、北部土木事務所職員が現場を確認しております。

○照屋守之委員 1年以上改善要請に応えなくて、令和3年4月、1年以上たっていますよね。そこで現場視察に行ったというのは、どういうことですか。

○呉屋健一港湾課長 令和2年1月23日にメールで連絡、依頼がありまして、その後、令和3年4月19日に本部港の管理事務所から北部土木事務所へレール

の調子が悪いということで、また依頼があったと。その翌日に、北部土木事務所職員が現場を確認しております。

○照屋守之委員 事故はいつ起こったんですか。

○呉屋健一港湾課長 令和3年5月27日に発生しております。

○照屋守之委員 土木環境委員会で現場視察に行ったら、向こうの県の職員が言うには、もう改善する業者が決まっていたと。業者が決まって、現場に入る調整をしてる間に、この事故が起こったという説明をしていましたけど、これ間違いありませんか。

○呉屋健一港湾課長 4月21日に近隣の工事をしてきた業者に見積りの作成を依頼しております。

○照屋守之委員 もう少し丁寧に説明してくださいよ。私が言ったのは、見積りの話はしてませんよ。ちゃんとそれやってるのですかという。

○呉屋健一港湾課長 失礼いたしました。令和3年4月21日に近隣の工事をしていて、受注していた業者に見積りの作成を依頼しております。

そのところ、修繕の工事の対応可否について相談をしたということであって、そのときに即答ができないということでありまして、新規発注では時間がかかるということから、6月末に新規契約予定の工事に対応することにしたということになります。

○照屋守之委員 今、何で、業者が決まって、その日程調整だっていう部分、我々聞いてたんですけど、その対応ができなくて、6月以降に現場修繕するという、そういうふうに意思決定したんですか、県は。

○呉屋健一港湾課長 4月23日に見積りの依頼をしたのですが、この業者がなかなか対応できないということであったので、6月末に契約予定の工事に対応することにしたということになります。

○照屋守之委員 それで、5月27日に事故が発生した。何をやっているんですか、これ。ですから我々現場を土木環境委員会で見に行き、そういう説明を受けて、そうだったらこの扉の前は安全策をして、安全対策をすれば、それは使わないで済むような、そういうふうなものもできたのに、それもやらない、修理もしない、安全対策もしない。こういう行政がありますか。どうですか。

○呉屋健一港湾課長 修繕することで予定しておいて、業者を決める過程で発生した事故ということになります。

○照屋守之委員 いや、ですから、これ死亡事故ですよ。県民がこの事故で亡くなったんですよ、県の所有する、県の管理する物件でね。

令和2年1月23日に改善要請が出て、1年以上そ

の現場も見ないでね、令和3年4月20日は現場視察に行き、そこですぐ対応すればいいのに、業者も決めないで6月から修理する、新年度予算で。5月27日に事故起こったわけでしょう。こんな行政の取組がありますか。これ、知事、副知事も現場に行っていますよね。いつ行っていますか。

○呉屋健一港湾課長 令和3年7月15日に当時の副知事が現場を視察しております。

○照屋守之委員 それで、副知事からどういう指示を受けてますか。

○呉屋健一港湾課長 副知事から原因究明、再発防止に向けて取り組むように指示を受けております。

○照屋守之委員 この原因究明ですけれども、なぜ原因究明の委員会ではなくて、再発防止の委員会なんです。何で再発防止の委員会にしたんですか。

○呉屋健一港湾課長 まず、原因究明には再発防止をすることも兼ねておりますので、それで原因究明もできるということもありますし、また、詳細な原因については警察の捜査の中で明らかになってくると考えております。

○照屋守之委員 原因究明がなければ、再発防止もありませんよ。同時にやると言っていますけど、再発防止というのは、この再発を防止するということですよ。原因究明がなければ再発防止も本来ないんだけど、あえてそれもしないのに再発防止委員会を立ち上げてやるというのは、これ非常におかしいやり方ですよ。説明してください。

○呉屋健一港湾課長 再発防止の委員会になるんですけれども、その中では事故の発生を踏まえて、事故に至った要因を整理分析して、港湾施設における事故の再発防止や管理体制の在り方を検討するために設置されておりまして、その設置目的ののっとなって実施されております。

○照屋守之委員 ですから、これは原因究明が先ですよ。何で死亡事故が起こったのか、何でそれにどういう要因があったのかということをもまず究明して、それが分かった後に再発防止でしょう。皆さん方、この再発防止というのは誰のためにやっているんですか。この再発防止検討委員会、どういう、誰のためにやっているんですか、何の目的があるんですか。

○呉屋健一港湾課長 施設の安全な運用が可能となるような目的で設置しております。

○照屋守之委員 施設の安全な運用でしょう。今問題になっているのは、何で死亡事故が発生したかというのが問題ですよ。県民が亡くなったんですよ、これが先ですよ。施設の安全な運用じゃないですよ。

まずその原因をしっかりと究明して、その後に、再発防止というのはそれに沿った形で、死亡事故を起こさないような形で役所の体制も考える、いろんなことを考えるというのが再発防止で、施設の安全な運用するために再発防止検討委員会ですか。おかしくないですか。何でこういうやり方するんですか。

○呉屋健一港湾課長 先ほども申し上げましたけれども、事故の発生を踏まえて、事故に至った要因を整理分析し、港湾における事故の再発防止や管理体制の在り方を検討するために設置されておりまして、原因の究明はこの中で事故に至った要因を整理分析することを基につなげていくものと考えております。

○照屋守之委員 逆ですよ、原因をしっかりと解明して、究明して、その後から再発防止という手順ですよ。首里城もそうでしたよね、再発防止のその検討委員会。ですから、今の県政のそういうふうなトラブル事故の対応は、これは県民の立場からすると納得できませんよ。死亡事故ですよ。先ほどもありましたけど、ぜひこれは知事をお願いをしたい。取り計らいをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 これは県知事に、県の責任と、先ほどもありましたけれども、これだけ時間がたって、遺族に対して何も無い。せめて見舞金、そういうふうなことをやっぱりしっかりと対応してもらいたい。そのために、知事に直接お伺いしたい。よろしくをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明日の委員会質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 次に、成果報告の355ページです。中城湾港の整備、泡瀬地区の。国、県の埋立事業が進まないで工期が延長されたというふうに聞いております。その経緯、まず御説明願えませんか。

○呉屋健一港湾課長 今、委員から質問があった、工期が延長されたその経緯ということなんですけれども、国の埋立工事の進捗に合わせて、工事工程をまず組む必要があります。埋立ての申請の環境の配慮事項として、海上工事の施工期間に制約ですね、

4月から7月の海上工事の制限があります。そういうこともありまして、事業期間が長期間となっているということでもあります。

○照屋守之委員 国の埋立事業が遅れているということですか。これ、県の埋立事業もありますか。

○呉屋健一港湾課長 国の埋立工事の進捗に合わせて、県は工事をする必要があるということでもあります。

○照屋守之委員 ということは、国の埋立事業が遅れているから工期も延長したという、それでいいんですか。

○呉屋宏委員 単純にそういうことにはならず、国の埋立工事に合わせてやる必要もありますし、我々の工事そのものも、この環境への配慮というのがありますので、両方にかかってくるということになります。

○照屋守之委員 じゃあ、県の埋立事業が遅れているというのはどういうことですか。

○呉屋健一港湾課長 県の工事、埋立ての部分が遅延しているということに関しては、同じようにそういうふうな、4月から7月の海上工事の制限というものが大きな要因ということになります。

○照屋守之委員 何で、4月から7月の海上工事、いろんな環境への配慮というのは発注前から分かっていることでしょうか。何でそれを理由に、工期が遅れるというのは理由にならないんじゃないですか。

○呉屋健一港湾課長 実際のところ、工期の設定はするんですけども、その期間が工事ができないということで見込まれている部分もありますけれども、それ以外にも台風が来ると当然、海上工事になると直接工事ができないと、うねりの影響を受けて長引くということも多々ありますので、一概にはそれだけが原因ではありませんけれども、4月から7月までのこの制限がかなり効いているということでもあります。

○照屋守之委員 どのぐらい予定が遅れたんですか。何年間延びていますか。当初予定と工期延長の期間を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 港湾改修事業でありますと、平成26年からになっておりまして、現在のところ、護岸を囲んでいくところでいきますと11年までの期間になります。

○照屋守之委員 当初予定は何年でしたか。令和7年でしたか。

○呉屋健一港湾課長 埋立てのことにに関してであれば、現在の埋立申請上の工事の期間というのは令和7年というふうになっておりまして、それを、これ

からになりますけれども11年まで延伸の手続を取るということになります。

○照屋守之委員 4年間も遅れているのはおかしいですよ。今の、先ほどの説明ではつじつまが合いませんよ。そういうのも含めて工期というのはつけられているのに、4年間の工期延長、これだけ長い時間延長するってありますか。これは、こういうふうなことをやると、地元の自治体も含めて非常に不安を覚えるわけですよ。この成果報告に、沖縄振興公共投資交付金と社会資本整備交付金の財源によって整備が進められているということですよ、この事業ね。これ、埋立事業の財源はどれを使ってるんですか。

○呉屋健一港湾課長 355ページに記載しております事業とそれぞれのお金、財源ですけれども、沖縄振興公共投資交付金、港湾と書かれている部分は、ここにありますように泡瀬地区において養浜、護岸工事及び環境監視等の調査を行ったとありますとおり、この予算でもって埋立てを行っている。

もう一つ、下段のほうにございます社会資本整備総合交付金、これについては、県道20号線泡瀬工区ということで、橋梁の予算になっております。

○照屋守之委員 この国がやってる埋立ても社会資本整備総合交付金ですか。

○呉屋健一港湾課長 国が行っているもので国直轄事業になりますので、これとまた別の、これは県事業というふうになりますので別事業となります。

○照屋守之委員 県の埋立事業は、沖縄振興公共投資交付金ですか。埋立てですよ、埋立て。

○呉屋健一港湾課長 埋立てについては、この沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金になります。

○照屋守之委員 これが、いわゆる沖縄振興の一括交付金の中の予算になるわけですか。

○呉屋健一港湾課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 そうであれば、この沖縄振興の予算、県が要求した予算が減らされてきてますよね。本来はこういうふうな埋立事業に、振興交付金は、何とでもこの東部海浜事業も含めて、これ長年にわたるそういう事業だから、県が強くお願いすれば、この埋立ての沖縄振興公共投資交付金——県事業分はこれでもらえるんじゃないですか。要求してないんですか。

○呉屋健一港湾課長 我々も、スケジュールを組みまして、それに基づいて予算要求をしているところでございます。

○照屋守之委員 何で取れないんですか。どういう

ことですか、予算確保できないというのは。

○呉屋健一港湾課長 我々は必要な額を要求しているところでございます。

○照屋守之委員 部長、ですからね、これ、皆様方が沖縄振興の予算をつかって知事を先頭に3000億も3600億も出すんですけど、国はどんどん向こうの裁量で削減されて、挙げ句の果ては、令和4年度は3600億から2608億でしょ。今度は3200億出して、今2800億ぐらいですよ。年末になると、これ幾らなのか分かりませんよ。何でこんなことさせるんですか。これだけ重要なものをね、予算を、せっかくほかの補助事業で、沖縄だけ特別に予算に含まれているものを、まさにこれを、県を挙げて、県知事を先頭にして確保するのが沖縄県政の務めなんじゃないですか。部長、どうですか。

○島袋善明土木建築部長 委員御指摘のとおり、平成26年度をピークにして、一括交付金、特にハード交付金の部分について、毎年減額措置化されてきているという現状でございます。

令和5年度の予算要望につきましては、知事を筆頭に、8月に内閣府をはじめとする各省庁、そして県選出国会議員等々に、関係要路に要望して、所要額の要望をしてきたところでございます。

ただ、やはり内閣府の概算要求としては、ハード交付金は今年度、令和4年度並みというところでございますが、12月に向けてさらに一層の上積みはどうにか頑張るよう、我々も知事と、あと関係市町村長と一緒に取組んでいきたいと思っております。

○照屋守之委員 ですから、今まで皆様方が国に要求するのは、国からもらって当たり前という、その世界でやっているから、要求しても出さないのは国の責任だということに今なってるわけですよ。そうじゃなくて、沖縄振興の一括交付金というのは、沖縄だけ特別ですよ。10年単位でそういう、我々は仕組みをつかって要求してきた。それは、国をしっかり説得できるようなものを県が示さないといけないんですよ、県の熱意ですよ。それが無いから、向こうの内閣府に行って、3600億のものが2680億になるわけでしょう。今回だって全く一緒じゃないですか。ですから、ぜひ知事を先頭に、この事業の重要性をしっかりと訴えて、予算確保をよろしく願います。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません、今日ちょっと何個か通告していたんですけど、申し訳ない、1点だけ質問させてください。

国道、県道の道路の看板なんですけれども、ちょっと経年劣化で文字が見えなくなっているのが複数見

当たるんですね。そういったものというのはどういったふうに改修しているのかということと、今回こういった予算というのは配置されていないのか。その辺り、御説明お願いいたします。

○下地英輝道路管理課長 案内標識の経年劣化の対応ということでお答えいたします。

道路におけます道路標識修繕につきましては、日頃の道路パトロールや、点検結果に基づく長寿命化修繕計画の策定に向けて取り組んでいるところでございまして、劣化状況や倒壊のおそれがあるなど、危険性の高い箇所を優先に実施しているところでございまして、ハード交付金の交通安全等で実施しているところとございまして、確かに標識が見えなくなったりというのは、私のほうもちょっと、例えば現場が、そういうのが出てきているなど感じております。

今後、起債事業の活用をする中で必要額の確保に努めて、対策を実施していきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

もし、これまでの予算のものというの、後で資料か何かで頂けたら幸いですので、よろしくお願ひします。

観光立県ですので、やっぱりあれが、コロナでちょっと人がいなかったからまだよかったと思うんですけども、今もう、コロナでもどんどん人が来る状況になっているので、看板というのは、やっぱりみんな、観光客もよく見ているものだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 成果のほうから、ちょっとすみません、ページ前後するんですが、362ページの渋滞ボトルネック対策ですが、先ほども別の委員から質問があったんですけども、私からも。この令和3年度、2021年度でこの対策事業を実施した中身をちょっと教えてください。

○砂川勇二道路街路課長 渋滞ボトルネック対策の工事ですけども、令和3年度は、前原交差点ですとか大湾交差点とか、合計13か所で工事を実施しております。

○島袋恵祐委員 13か所、工事实施したと。この渋滞対策推進協議会、定期的に開催されていると思うんですけども、このボトルネック事業をやって、主要渋滞箇所というのもその中で指定されていると思うんですが、解除された数とかというのも分かれば教えてもらっていいですか。

○砂川勇二道路街路課長 各道路管理者によって対策工事が実施されるんですけども、令和3年度ま

での対策で、今年度主要渋滞箇所の指定が11か所で解除されておりまして、全部で28か所、これまで解除されたという実績になります。

○島袋恵祐委員 やっぱり効果が出てきている、この事業なのかなというのを思っていますし、引き続き継続してこの事業をやるといって話も先ほどありましたので、ぜひ引き続き頑張ってもらいたいことを思います。

次ですけれども、381ページの河川改修事業ですが、まず2021年、令和3年度にこの事業で完了した工事等がありますでしょうか。

○波平恭宏河川課長 事業箇所として、事業自体が完了したという河川はございません。

○島袋恵祐委員 ちょっと執行率等も見ると56.2%ということで、何か低い執行率になっているのかなと思うんですけども、何か理由とかがあるのかなと思って、教えてください。

○波平恭宏河川課長 すみません、先ほどちょっと事業完了した河川はないという話をさせてもらったんですけども、今年度の年度に限った事業で言いますと、繰越ししていない箇所もございまして、繰越しが発生していない河川につきましては、我部祖河川、与那原川、川崎川、安里川、謝名堂川の5河川については、繰越しはございませんでした。

○島袋恵祐委員 ちょっと個別の川はまた後で聞きたいんですけども、この56.2%の執行率になっているんですけども、低いなど、やっぱり数字見ても思うんですけども、何か理由があるのかなと思って、教えてください。

○波平恭宏河川課長 河川改修事業の場合、ちょっと事業の特性としまして、上流側を先に改修してしまうと下流側の洪水を助長してしまうことになったり——基本的には下流から順次整備する必要があります。

工事着手箇所、あと、用地交渉の順番にも制約がありまして、さらに河川に架かる橋梁の架け替えですとか、あと道路管理者との費用負担協議、あと米軍施設内を流下する河川が多くて、返還、あと共同使用に向けての協議に時間を要するということが繰越し、執行率が低い原因になっているのかなと考えています。

○島袋恵祐委員 いろいろ理由がある中で、やはり工期どうしても延びてしまうとか、そういったものもあるのかなと思うんですけども、この改修事業というのはいろんな洪水とか、災害に備えるとかも未然に防ぐということでも大事だと思うので、やっぱり工期のほうきちんとやってもらいたいというこ

とは要望したいんですが、先ほどちょっと繰越してない箇所です。与那原川の話があつたんですけども、与那原川のほうは、もう今のところ事業としては、工事はもう前年度で完了したということの理解でいいのでしょうか。

○波平恭宏河川課長 与那原川につきましては比謝川の支川になっておりまして、比謝川の改修が上流側に到達するのを待っている状況で、与那原川の計画に当たっては米軍施設内、嘉手納弾薬庫地区のこの移設計画にちょっと影響されるところで、今現在この米軍のほうでこの施設の配置計画をしているところで、今、与那原川については工事着手ということではなくて、設計を検討しているという状況です。

○島袋恵祐委員 はい、分かりました。ちょっとここもね、すぐ大雨が降ったらやっぱり洪水が起きるところでもあるので、ちょっとまた引き続きいきたいんですけども、すみません、あと2つ、白比川と、あと小波津川の今、状況をちょっと教えてください。

○波平恭宏河川課長 まず、白比川につきましては、令和2年3月末に基地が返還されまして、土地の引渡しに向けて沖縄防衛局さんのほうが支障除去を行っているところです。

引渡し前に承諾を得まして、河川工事自体には着手している状況です。

令和3年については、この承認の手續に時間を要したために、令和3年度の工事が繰越しとなりましたが、令和4年の6月にこの工事が完成しておりまして、令和4年度予定工事もう既に8月には契約済みで進めているところでございます。

○島袋恵祐委員 分かりました。小波津川についてはどうですか。

○波平恭宏河川課長 小波津川につきましては、河口部から西原町役場付近までの1.7キロメートルが概成している状況で、令和3年度につきましては護岸工事2件と、あと西原町の橋梁の下部工工事を実施しておりましたが、ちょっと工事が錯綜して、施工スペースの確保等で、あとまた台風の影響もありまして工事が繰越しとなりました。しかし、その後繰り越した工事、令和4年の7月に完成しておりまして、今年度予定しています護岸工事についても6月に契約済みとなっております。

○島袋恵祐委員 はい、分かりました。引き続き工事が必要なところもありますし、今申し上げた川以外にも事業をやっているところもあると思うんですけども、ちょっと皆さんに引き続きの頑張りをお願いしたいと思います。

次ですが、375ページ、道路防災保全事業についてですけども、これもこの令和3年度ですかね、2021年度に事業が完了した箇所があれば教えてください。

○下地英輝道路管理課長 道路防災保全事業ということでございますが、375ページ中段に書いてありますように、橋梁補修事業と災害防除事業を実施しているところがございます。橋梁補修事業につきましては、八重瀬町的那覇糸満線や、竹富町の白浜南風見線等を実施しているところがございます。あと、災害防除につきましては、沖縄市比屋根の沖縄環状線ののり面補強であったり、あと、南風原知念線、南城市玉城なんですけれども、その辺ののり面の抑止をしているところがございます。記載のとおり、橋梁補修につきましては県内15路線、災害防除についても県内15路線について対策を行っているところでございます。

○島袋恵祐委員 分かりました。ちょっと個別の箇所になるので、先ほど課長からの答弁もあり、県道85号線についても、前回の決算ですとか、委員会等々でも質問しているんですが、今この道路線が見えなくなっている箇所もあるというところで、その辺もこの年度のときに、じゃあ修繕しているのかどうか、ちょっと教えてください。

○下地英輝道路管理課長 県道85号線——沖縄環状線における区画線の修繕というところがございますけれども、区画線の整備につきましては、日常の道路パトロール等により劣化状況を把握し、白線が視認できないなど、道路交通に支障となる箇所を優先的に実施しております。令和3年度は沖縄アリーナ完成に伴う交通量の増加を踏まえ、県道85号線——沖縄環状線の沖縄南インターチェンジから山内交差点付近について実施したところでございます。

○島袋恵祐委員 分かりました。現在も、結構今お話された区間は整備したというのはあるんですけども、例えばこの江州中原からこの下に、イオンのほうに下っていくこの通りも、線がやっぱり夜、もう見えなくて、結構、特に雨とか降ったら見えなくなっている状況で、そこも修繕してもらいたいというのがありますし、あとは、このアワセベイストリートですよ、この泡瀬の海岸線、海邦町の。そこがやっぱり地盤が沈下しているところがあって、雨降ると、もう水がたまるんですよ。もう結構、反対側の道路に水がかかったりとかで、歩行者に水とかそういった状況もあって、皆さん御存じだと思うんですけども、やっぱり直すところはいっぱいあるなと思っていますので、ぜひそういったところをき

ちんと一つ一つ直していただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 今、委員御案内の箇所につきましては、今年度はサンエー具志川メインシティ辺りの江州中原交差点付近から、具志川イオン前原交差点付近について工事に着手しているところがございます。沖縄環状線ですが、交通量も多く優先度が高いと認識しております。

引き続き道路パトロール等を実施し、必要な対策を実施してまいります。

また、水たまりがひどいということも、引き続き確認、パトロールで現場確認し、起債事業等も活用して必要な対策を実施していきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 はい、ぜひよろしく申し上げます。

最後ですけれども、372ページですが、住宅ストック活用市町村助成支援制度ということで、これ令和3年度から新規になっているんですけども、事業の概要をまず教えていただけますか。

○仲本利江住宅課長 沖縄県住宅ストック活用市町村助成支援事業とは、住宅の質の向上及び住宅投資による県内経済の活性化を目的としております。民間が実施する省エネ、バリアフリー化工事、改修工事のリフォーム支援として、戸当たり10万円を補助限度額として市町村に対して県が支援をしております。

○島袋恵祐委員 実際この1年、実績というのはどうなっているのでしょうか、教えてください。

○仲本利江住宅課長 同事業の令和3年度の実績は、11市町村が実施しておりまして、県は224件、1166万9000円を支援しております。

○島袋恵祐委員 これも住宅リフォーム制度、すごくいい制度だなと思って、ぜひもっと拡充してもらいたいという立場で質問しているんですけども、このリフォームするに当たって、業者の皆さんを、やっぱり地元の企業には、優先してきちんとやってもらいたいと思います。その辺はどうなっているかというのとは分かりますか。

○仲本利江住宅課長 このリフォームの補助要綱といますのは、各市町村のほうで定めておりまして、地元にある施工業者を条件とする市町村がほとんどであります。

○島袋恵祐委員 ぜひ、やっぱり地元業者の皆さんに本当に発注するという制度で、すごくこれはいいと思うんですけども、その経済波及効果というのですかね、そういったものも皆さんのところで調べて分かりますか。

○仲本利江住宅課長 令和3年度は県が補助した1166万9000円に対しまして、民間事業者が実施した総工事費というものが約2億2000万ほどございます。ですから、県が補助した金額に対して約19.1倍となっておりますので、経済効果があるものと考えております。

○島袋恵祐委員 地元業者優先に発注して、このようにまた地元の企業の皆さんがこのような経済波及も出ているということで、この事業、いろんな意味でも必要だなと思うのですが、今、市町村、徐々に拡大していると思うんですけども、今後皆さんの展開としてもっとこの制度を拡充する必要があると思うんですけども、どういうお考えを持っているのでしょうか。

○仲本利江住宅課長 助成の対象の拡大につきましては、前回、従来令和2年度まで実施していたリフォーム市町村助成支援事業というものがございましたが、これは省エネとか、バリアフリーが主でございましたが、今回の子育て支援と、あとテレワーク推進改修工事というものも加えまして、助成の内容を拡大しているところでございます。

○島袋恵祐委員 分かりました。ぜひその拡充と、また多くのやっぱり件数がある制度を利用できるような、そういう拡充も含めて皆さん頑張ってもらいたいと思いますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○瑞慶覧功委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 最初に、公営住宅整備事業をお願いします。

県営住宅の整備だと思います。最初に、昨年度の実績を教えてください。いろいろ工事をやったと思うんですけども、それによって新規の戸数はどれくらい増えたのかを教えてください。

○仲本利江住宅課長 昨年度は平成26年から第1期工事に着手しました県営大謝名団地建替事業が完了しております。従前の住戸300戸から32戸増やして、全体で332戸整備しております。

県営住宅は何期にもわたって工事をしますもので、最終年度にしか最終的に何戸増えたというのが出てこないものですから、令和3年度で事業が完成したというものは大謝名団地のみとなります。

○比嘉瑞己委員 ちょっと、そのタイムのあれがあると思うんですけども、その県の方針としてこれからこの県営住宅とかこの公営の住宅をどれくらい増やしていきたいのか。この計画、これまでの何年前に比べると、どれくらい増えたというのが言えま

すか。

○仲本利江住宅課長 申し訳ないです。詳細な、ちょっと今、手持ちのデータは持ってありません。

○比嘉瑞己委員 聞き取りでいろいろやったつもりだったんですけれども、県の大きな方針としては持っていないんですか。この年間どれくらい増やしているという。

○仲本利江住宅課長 県では沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画というものを定めておりまして、今現在の計画では令和3年から令和12年の10年間に20団地の建て替えを計画しております。建て替え前の3776戸から309戸増戸する予定としておりまして、最終的には3977戸を整備する予定となっております。

○比嘉瑞己委員 大体10年間で300戸は新しく増やしたいという意味だと理解していいですか。

○仲本利江住宅課長 はい、そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 私たち、議員していると、その県営住宅に入居したいという相談はよく受けるわけなんですけれども、その沖縄県のこの県営住宅の戸数は、人口当たりの全国と比較して多いのか少ないのか、どういった位置にありますか。

○仲本利江住宅課長 人口当たりの県営住宅の戸数というものは、ちょっと統計がないものですから、その代わりに、総世帯数に対して県営住宅の管理戸数の世帯数が占める割合については、データを持っております。今、県営住宅の管理戸数の世帯数、総世帯数に占める割合といいますのは、沖縄県は2.55%となっております。全国平均は1.5%となっております。都道府県の順位では、東京都、大阪府に次いで3番目に高い割合となっております。

○比嘉瑞己委員 全国で3番目に県営住宅が、割合としては多いという数字なんですけれども、意外な気がしました。

視察とかで本土へ行くと、相当マンモスの団地群を見ると、沖縄は遅れているのかなと思ったんですけれども、全国3位ということでした。一方で、ただもう毎年のように相談が寄せられるわけなんですけど、この入居に対する応募倍率というんですか、これについては沖縄県、高いんじゃないかなと思うんですけれども、この比較ってできますか。

○仲本利江住宅課長 応募倍率については、県の倍率は把握しておりますが、全国比較というものは今ちょっと手元に持ってはございません。

○比嘉瑞己委員 沖縄県は何倍ですか。

○仲本利江住宅課長 令和3年度の倍率は5.7倍となっております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。県営団地だけでもこれぐらい高くて、また市営団地も町村の団地も倍率高いと思うんですね。やっぱり全国3位に多いと言われていても、これだけニーズはある。やっぱり県民所得が一番低いという沖縄県ですから、そうした事業というのはやっぱり高いんだと思います。なので、しっかりと10年間で300戸増やすというのが多いのか少ないのかというのは引き続き研究したいと思います。

次の事業で、先ほど、呉屋委員からも質問ありましたけれども、沖縄県居住支援協議会への推進の補助金ですね。まず、これの昨年度の実績、昨年度というかこの事業の実績がありますか、この間。

○仲本利江住宅課長 沖縄県居住支援協議会では、あんしん賃貸支援事業というものを行っておりまして、高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居の相談の実績は令和3年度が117件となっております。

○比嘉瑞己委員 聞き取りのときでは平成29年からやっていて、大体それぐらい年間の実績があると聞いたんですけれども。お持ちですか、ちょっとこれまでの実績が分かれば教えてください。

○仲本利江住宅課長 29年度は10月から始まっておりまして、29年の10月から令和3年度までに相談件数は803件となっております。

○比嘉瑞己委員 これは民間のアパートとか入りたくても、なかなか高齢者だったり、障害をお持ちの方というのが入居を拒まれるケースがよくあります。そういったのをマッチングしていくという事業だと聞きました。本当に求められている制度だと思えます。呉屋委員も指摘したんですけど、窓口がどこかというのがまだまだ県民には知られていないと思いますので、その周知の方法については改善を求めています。

一方で、先ほど県営住宅の話して、市議会議員の時代からもっと団地を増やしたらと言ったけど、やっぱり自治体にとってはお金もかかるし、時間もかかるという課題があります。一方で、民間のアパートで、もう沖縄の古いアパートとかが増えて、入居募集しても入ってくれないって、また大家さんの悩みがあるんですね。こういった公営住宅を増やすのも大切だけれども、この今ある民間のアパートの活用、こういったマッチング事業もやっているわけですから、そういったところにも目配りをしていくことが大切だと思うんですけれども、沖縄県として何かありますか。

○仲本利江住宅課長 要支援世帯に対する住宅の需要に対して、やはり公営住宅だけでは賅えない部分

がございます。

一方で、民間の賃貸住宅は空き家も生じている状況がございますので、住宅のセーフティーネット制度の登録の拡大を進めていきまして、賃貸住宅のオーナーや不動産関係の方々に対して、制度の情報を分かりやすく提供していきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 この報告書にも名前があったんですけど、この住宅セーフティーネット制度っていうのは、どういった事業で、実績とかがありますか。

○仲本利江住宅課長 住宅確保、要配慮者の入居を拒まない住宅、登録住宅を登録したり、あと入居者の家賃低廉化に対する費用の助成制度とかそういった制度がございます。

○比嘉瑞己委員 これは入りたいという入居者ではなくて、大家さんに対する支援の事業なんですか。

○仲本利江住宅課長 事業者に対する支援となります。

○比嘉瑞己委員 こうすれば貸し手である大家さんにとってもすごくプラスだし、入りたい人にとってもプラス、もうみんなが助かると思うんですよね。先ほどの島袋委員が言っていた、そのリフォーム助成制度とかも組み合わせれば、本当にこれからのこのSDGsの時代と言われる中で、こういった組合せでちゃんと住居を確保していくという視点が大切だと思います。その点はまた来年度に向けても頑張っていたきたいなと思います。

最後に、港湾関係について。昨年の暮れの地元新聞の報道で、県が管理するこの金武湾港、金武の港で、辺野古の海上警備をしている会社が不法に使用していたということが大きく報道されていました。その点の経過について教えてください。

○呉屋健一港湾課長 今委員がおっしゃった件なんですけれども、経緯についてなんですけど、北部土木事務所において、金武湾港の金武地区の現場確認の際に県の許可なくプレハブを設置して、駐車場として利用していると。あと物揚場が使用されていることを確認しております。その後、周辺利用者等への情報収集を行った結果、当該警備会社による使用であることを確認しております。

北部土木事務所においては、令和3年12月2日に同警備会社を北部土木事務所に呼んで、即時に使用を停止して撤去するよう口頭指導を行い、また12月9日には文書指導を行っております。翌日12月10日に現場確認を行ったところプレハブ等が撤去されていることを確認しております。

○比嘉瑞己委員 これプレハブだけでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 プレハブ等が撤去されていることを確認しております。

○比嘉瑞己委員 港湾行政の関係で聞いているんですけど、岸壁の使用ということも指摘されていたと思うんですが、その点は問題なかったんですか。

○呉屋健一港湾課長 岸壁の使用等の手続がなされておりました。

○比嘉瑞己委員 無許可で県の港を使用、無許可でずっと使っていたわけですよね。この岸壁使用についてはどこまで把握していますか。

○呉屋健一港湾課長 現在、北部土木事務所において現場確認を行うとともに、警備会社及び金武町への聞き取りを行って、使用期間であったり使用面積などの事実関係、この辺の整理を進めているところです。

○比嘉瑞己委員 この岸壁の無許可の使用というのはどれくらい前からやられていたんですか。

○呉屋健一港湾課長 その辺のことを現在事実確認を行っているところであります。

○比嘉瑞己委員 報道が昨年12月だったと思うんですが、もう決算の時期です。それでも全然進まないんですか。

○呉屋健一港湾課長 現在聞き取り等を進めて、使用期間、使用面積などの事実関係の整理を進めているところであります。

○比嘉瑞己委員 4年間無許可で港を使っていたわけですよね。管理しているのは北部土木事務所だけど、県でもあるわけですよ。これは国の重要港湾としても位置づけられている大変大事な港だと思うんですけども、県の指導の在り方ってこういった形でいいんですか。ずっと調査をしているので報告が来ていますけれども、何らかの条例にのっとった過料だったり、いろいろな罰則があると思うんですけど、条例上はどういうふうになっているんですか。

○呉屋健一港湾課長 まずは事実関係ですね、それを明確にしないことにはちょっと前に進めませんので、使用期間や使用面積などの事実関係、これの整理を進めていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 本来であれば、どれだけの収入になる予定ですか。

○呉屋健一港湾課長 そういう使用料の算定においても、使用期間とか使用面積、あとは面積単価等になりますので、その辺も事実関係が明らかにならない限りは算出がちょっとできないということになります。

○比嘉瑞己委員 これは決算審査ですから、それで私、決算書で見ているんですけども、例えば過料

だったり、その使用料として入ってくるのか分からないんですけども、これ大事な決算審査においてまだ調査中ですという報告は、私とても不誠実だと思いますよ。部長、これずっと調査が続いていて、もう半年以上たっています。今後これについてどういうふうに取り組んでいきますか。

○島袋善明土木建築部長 今、課長から答弁をさせていただきましたが、やはり事実関係の確認が、まず前段に来るというところで、港湾の管理条例等関係法令に基づき適正に今後対処していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 確認なんですけど、この事業者は他の県の管理する港湾を現在使用中ですか。

○呉屋健一港湾課長 この警備会社が今、岸壁を使用しているかどうかはちょっとこの場ではちょっと確認しないと回答ができません。申し訳ありません。

○比嘉瑞己委員 これだけ違法行為を長年続けていたわけですから、しっかりとチェックをして、厳正に対処をしてほしいと思います。大変重大な問題だと思うんですね。本来入るべき私たちの県の歳入予算が入っていないわけですから、一日も早く解明して、ちゃんとした条例に基づく対応を求めたいと思います。部長、いま一度、この問題に対しての部長の見解を教えてください。

○島袋善明土木建築部長 事実確認をした後、沖縄県の港湾管理条例に基づいて適切に処理を考えております。

○比嘉瑞己委員 終わります。

○瑞慶覧功委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 成果報告書の366ページの都市公園課のところを伺いたいと思います。

都市公園の整備事業なんですけど、奥武山の運動公園なんですけど、かつて御承知のように、若夏国体とかね、主会場として多くの運動施設というのか整備されてきているようなんですけど、主会場の陸上競技場はJ1サッカースタジアムを建設するという、取り壊される予定でありますけど、しかしJ1スタジアムの予定も不透明になっていまして、現状の競技場なんですけど、トラックも、私現場を見たんですけど、草が生えたりね、ほとんど遊休化をしているのかなと思ったんですけど、まずはそこの奥武山の運動スポーツの施設としての競技場、これ基本構想の中で陸上競技場がどう位置づけられたのかについてちょっと伺いたいと思います。

○仲本隆都市公園課長 まず奥武山公園について少し御説明しますが、琉球政府時代から都市計画決定されていて、整備されている公園でございま

して、復帰記念の若夏国体に向けて体育施設、体育館とか、今おっしゃられた陸上競技場とか、そういったものが整備されてきて、現在に至っているというような状況でございます。

基本的には、今現在は、この奥武山運動場ということで、奥武山公園とは別に、体育施設という位置づけで文化観光スポーツ部のほうで所管をしている施設でございます。

○崎山嗣幸委員 この陸上競技場はもう取り壊されて、J1サッカースタジアムを造るといふことの予定は間違いはないんですね。

○仲本隆都市公園課長 文化観光スポーツ部に確認しましたところ、スタジアムの整備については財源の確保や計画地の法規制など、様々な課題があるが、それらの解決に向けて取り組むとともに、今後のスケジュールを整理しているところであるとのことです。

○崎山嗣幸委員 もうこれは御承知の数年たっているんで、ほとんど進捗が見えないということもあって、現在はこの陸上競技場を奥武山運動公園はあるということになってるわけですね。それで、管理もしていると思うんですが、ここの今の陸上競技場の使用頻度、使用実績は報告してくれますか。この数年でもいいし。

○仲本隆都市公園課長 こちらも文化観光スポーツ部に確認しましたところ、奥武山陸上競技場は、現在、陸上競技の練習のほか、サッカー大会やグラウンドゴルフ大会等に利用されていると。管理については、毎月1回から2回の芝刈り作業を実施し、安全利用に努めている。また、今後のスケジュールにつきましては、J1規格スタジアムの建設までの間、安全確保やサービス提供のための必要最低限の修繕等を行っていくこととしているとのことです。

○崎山嗣幸委員 この現場は、もうトラックはほとんどここで競技大会が開かれないう状況だと思うんですが、もうここはトラックそのものが草も生えているし、とてもじゃないけれども公式な陸上競技で使える状態ではないんだけど、サッカー場ができるまでの暫定期間というのは、どれぐらい、普通は5年か10年かというスパンというのはあるんですか。

○仲本隆都市公園課長 先ほどの答弁と繰り返しになってしまいますが、文化観光スポーツ部においては、今後のスケジュールを整理しているところであるとのことであります。

○崎山嗣幸委員 結局、那覇市における陸上競技

場は唯一そこだけなんですよね。そこを取り壊すといふことの計画は、この間、多分にね、サッカーのほうに人気があるからといふことでJ1サッカースタジアムを持っていこうといふことの基本構想だと私は思うんですが、では、この見通しもないまま、ずるずると陸上競技場が今放置といふのかね、老朽化して、トラックも整備もされないという状態が、いいのかっていふことを含めてね、公園の一体管理してるものとして、やっぱりよくないのではないかと私は思うんですが、そのままの状態、今、グラウンドゴルフとか幾つか使っているようなんですが、その種のものじゃないでしょう、第2種の陸上競技場として、そこで公式な競技大会も開催されないといふ中での皆さんのこの位置づけでは私ないと思うんですが。この陸上競技場は。そこは、そうであれば暫定的にといふのか、整備をするかね、あるいは何ていふのか、いつまでにJ1ができるのかどうか含めて見通さないと、放置状態ではないかと私は思うんですけど。そうじゃなければ、整備をするとかやって、ある程度、陸上競技場使えるようなことにしたほうがいいのではないかと私は思うんですが、それはどのように考えていますか。

○仲本隆都市公園課長 度々で申し訳ないですけど、所管の文化観光スポーツ部においては、県においては県内唯一の施設や国体等の公認基準を満たす必要のある施設など、県において整備することが効率的な施設について整備することを基本的な考え方としています。民間や市町村との役割分担も踏まえつつ、スポーツ施設の整備を行っているというふう聞いております。

○崎山嗣幸委員 決算なので、私たちはこの運動公園の中に、主会場と陸上競技場があったりね、野球場があったり、庭球場あったりするんですが、やっぱり従来は運動公園の中に陸上競技場があるというのが大体あったんですが、でもこの場所の関係もあると思うんですが、今この状態の中で陸上競技場が消えていくという那覇の中である場合については、もう暫定にしろ、これが今言われていること自身が、じゃあ那覇で陸上競技場がなくなると、競技が行われなくなると、そういうことであるならば、これ何ていふのか、広域にして隣市町村と一体となって開催をしていくのかね。あるいは、そうではなくてね、スタジアムは造れないけれども、トラックは運動公園の中に造っていくといふのか、トラックだけね、陸上競技の選手のために。そういう工夫といふのは、皆さんの責任としてね、今、奥武山公園の中にウォーキングする2キロのコースありますよね。そういっ

た意味のコースを整備をしてね、これが競技的なものが100とか200とかといふことも含めて考えることが、やっぱりこれだけの那覇市民の陸上競技者の皆さんに対する、需要に対する私は応えるべきだと思うんですがね。

じゃないと今ね、豊見城へ行ったり、浦添でしょ、あと県総ですよ、沖縄市までしかやらないし、今は。そういったことを含めて考えるならば、今のこの現状といふのかな、サッカースタジアムできるまでずっと放置状態ですかについては、陸上競技をやっている人たちからも問題は起こっているわけです、これは。その辺は、これまでのさっきから言っているように、若夏国体からいろんな競技場が奥武山で開催されたことからするならば、そっと消えていくといふことは問題あるのではないかと思うんですよ。そこはどんなですかね。

○仲本隆都市公園課長 度々ですけれども、所管の文化観光スポーツ部によれば、特に那覇市内から陸上競技がなくなるということについてですけれども、那覇市からは陸上競技場がなくなった後の練習場所等については、南風原町などの近隣自治体の陸上競技場を市民が利用する広域的な連携を図ることを検討していると聞いております。

○崎山嗣幸委員 これさ、各市町村それなりの、何ていふか、需要があるんであって、南風原で使ってくれと言ったってね、そういうわけにいかんと思うんですよ。広域化するならばね、県も那覇市も南風原も一体となって使うんだったらいいんですけども、那覇市でそういう競技場ができなくなって、南風原で使わせてもらうというのが、これしっかり協定を結んで、共通仕様になってるのかどうかは明確になっているんですか、これ。南風原のこれを使わせるというのは。

○仲本隆都市公園課長 この話合いの詳細については、申し訳ありません、把握してございません。

○崎山嗣幸委員 スポーツ全般といふのは文化観光スポーツの担当にも入ると思うから、私が聞いているのは運動公園の管理はもう土木の所管のものだから、この中における運動公園としての陸上競技と合体してやる方法についてはね、皆さんとしての管轄でできるのではないかと私聞いているので、今は奥武山公園の中にある陸上競技場があるわけですよ。それは皆さんの範疇の中でね。それが今、J1はできないと。でも、ここは使えない状態であるといふことを含めて、幾らこれが文化観光スポーツのほうに任せると言ったら、老朽化しているあの施設が、そのまま公園の中にあるということ自身は、皆さん

も責任あるのではないかと私は思っているので、これはさっきから聞いているように、文化観光スポーツ部に任せているからといってJ1のスタジアムができる見通しもない、だからと今の陸上競技場の整備もしないというのはまずいんじゃないかと私は言っているんです。

じゃなければ、じゃ外で、那覇市に陸上競技場がなくなるのならば、広域化をして造るのかどうかについては示したほうがいいんじゃないかということ、私は思うんですが、それで、今、南風原使えますよというのは話とは違うんじゃないかと思うんですが。

○仲本隆都市公園課長 奥武山公園は、先ほども申し上げたんですけれども、那覇市の中心市街地に隣接する運動公園ということで、昭和48年の若夏国体の主会場として様々な運動施設が整備されてきました。陸上競技場は公園の、奥武山公園のメイン施設として長年県民に親しまれてきておりますけれども、若夏国体以降は、先ほども申し上げた沖縄県総合運動公園や他の自治体においても、類似の施設が整備されてきているというような状況がございます。今後につきましては、現在の陸上競技場を所管している所管部局において、その検討がなされていくものと考えております。

○崎山嗣幸委員 文化観光スポーツ部との関連もあると思うので、これまた改めて一般質問とかでやる時に皆さんと関連させながら、陸上競技場とJ1サッカースタジアムの関係については、改めて質問をしたいと思っています。

それから次なんです、県道路管理の除草の剪定について伺おうと思うんですが、道路管理課の決算書から質問をしようと思うんですがよろしいですか。

従来から県の管理道路の中の草木というのか、相当成長が早いということを含めて、皆さんがこの21年度から雑草の刈取り方式変えたということで報道がありました、これが性能規定方式に変えたからコストも減って、回数も増えるということの報道だった。これは、この方式、どんな方式なのかを説明してくれますか。

○下地英輝道路管理課長 除草、雑草管理ということで、これまで除草業務については、除草の面積とか回数を規定した仕様規定方式ということで、令和2年度まで行っておりました。年に2回程度の除草のため、除草後の良好な景観が一時的という課題がございました。

このため、年間を通して雑草の草丈の低い状態を維持するため、令和3年度から、県の要求水準、例

えば20センチから40センチというような水準を示しまして、そのやり方は受注者のノウハウ、回数であったり、方法だったりというのは、受注者のほうで決めてもらうというような方法を活用して達成する性能規定方式を、県管理道路の一部で令和3年度に、一部路線において導入しております。

○崎山嗣幸委員 この導入した成果というのか、現れていますか、単年度の中で。

○下地英輝道路管理課長 効果の確認として、この除草業者の事業者で月に1回セルフモニタリングということで、動画とかを撮影して、実際規定された要求水準を満たしているかどうかということ、土木事務所の監督員が確認しているということで、おおむね道路を通った皆様からも聞こえてくるのは、低く管理がされていますねというような声も聞こえてきたりします。

○崎山嗣幸委員 25年度までに県道というのか、雑草をゼロにすると言ってるんですけど、今言われてる、僕らがというか、目に見える形で今言っている、このどこら辺かというのは説明できます。どこら辺で今言ってるのが、雑草がなくなっているという、見える形というのは。どこら辺のところかな、単年度で。場所というのか。

○下地英輝道路管理課長 今年度は沖縄本島内の県管理道路の約4割で実施をしております。南部管内においては国道330号。古島インター付近から、与儀交差点付近まで。あと、安謝交差点から那覇糸満線をずっと行きまして、一日橋辺りまでをやっています。詳細は後で提供することが可能です。

○崎山嗣幸委員 4割ということですので、この成果というのか、前進するならば25年度もゼロにするって、目に見える形でね、県道から雑草がなくなること期待したいと思います。

委員長、終わります。

○瑞慶覧功委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、土木の決算のほう、令和3年度の主要施策の成果に関する報告書から363ページ。その中で、沖縄らしい風景づくりの推進事業について、この事業内容、目的をお願いいたします。

○仲厚都市計画・モノレール課長 沖縄らしい風景づくり促進事業は、沖縄独自の風景、町並み、景観の創成を図るため、景観に関する研修などによる人材育成、公共事業実施に先立ち、景観に対する検討を行う、景観評価システムの運用を行っております。

○新垣光栄委員 そういわずばらしい、今普遍的な観光資源である沖縄らしさというのが、本当に私、

世界遺産にも匹敵する、それを上回るような観光資源だと思います。なぜかというと、私たちお花は何回も見に行くんですよ、桜とか。しかし、首里城でもなかなか1回行ってしまうと見ない。そういう意味でも、沖縄らしい風景というのは、普遍的な本当に観光資源として素晴らしいものがあると思います。

そこで、土木部がそういう共通した、しっかりそういう沖縄らしい風景が大切だということの共通した認識を持っているのかどうかお伺いいたします。

○仲厚都市計画・モノレール課長 都市モノレール課としては、沖縄らしい風景づくりの支援事業ということで、いろいろシンポジウムの開催であったり、沖縄らしい風景づくりの人材育成、または建築技術等の開発、景観評価システムと、いろいろ事業を行っております。これを県民方にも景観に対する配慮とか、その辺りを周知させていきたいなという考えで今、事業を行っております。

○新垣光栄委員 そういう事業を事業主体である部で共通の認識として持っていたきたいということをお伺いいたします。

それを事業主体である土木建築部が認識することによって全庁的に広がって、そういう波及効果も出てくるのではないかなと思っていますので、そういう認識を、中部土木事務所とか、北部土木事務所、南部土木事務所、そういう末端組織まで土建部として認識していただきたいということなんですけども、部長どうでしょうか。

○島袋善明土木建築部長 今、委員御指摘のとおり、我々は、例えば道路に代表される高度化利用であったり、河川や地すべり等に対する防災安全等、そういった事業を進めております。

それとともに、今委員御指摘のとおり、沖縄らしい風景づくりというところで沖縄の伝統を生かした、そういった認識を各土木事務所の隅々まで行くことによって、観光だったり、沖縄の伝統芸能にもつながりますし、そういった意識を進めていきたいと考えております。

○新垣光栄委員 本当に心強い答弁ありがとうございます。まさに私、そのとおりだと思っています。今、そういう事業によって地域住民への景観への関心を高めるというふうに課題を抱えているんですけど、私は、課題はもう住民のほうが上ですよ。今回の意識調査の中でも、貧困が1番、自然の保全が2番です。3番が景観形成なんです。そして次が基地問題。それだけ県民の意識はもう高くて、地域住民の環境の意識を高めるためと言ったら、もう時代遅れですよ。そういう職員のほうがしっかりそういう

意識を持って、今から公共工事に関してもそういう方向性で進めていかないといけないと思っていますので、よろしくお伺いいたします。

次に行きます。365ページ、沖縄フラワークリエイション事業についてお伺いいたします。

この事業が、今、フラワークリエイション事業ですね、今回沖縄振興特別推進交付金で行われていて、7億1000万から8億2000万円と増額されて、沖縄県のこの実行したいという思いが予算面にも表れていると思います。その事業の中で、ちょっと決算書に関連しますので、フラワークリエイション事業の中でのこの草木の、台風とか花の品質向上に課題があるということなんですけど、具体的にどのような課題なのか教えていただきたいと思っています。

○下地英輝道路管理課長 沖縄フラワークリエイション事業ということで、41路線で草花や花木等による緑化を実施しているというところがございますけれども、事業内容は、観光地への主要アクセス道路等において、花と緑のある良好な空間を創出すると、道路景観を向上させるというところで、沖縄観光のイメージアップに寄与する目的で実施しているところがございます。

具体的には、フラワークリエイション事業として委託業務を今年度23件、各事務所のほうで合計発注しております。造園の業者であったり、あとシルバーや福祉団体も活用して取り組んでいるところがございます。具体的にはボックスに花を植えているということで、昔はポットに入れて置いてあったというところで、これがやっぱり管理もお金もかかるというところで、今直植えにしているという状況でございます。だから、今年の台風でも、ちょっとそれが、台風が来ると風ですぐに傷んでしまうというところもあって、ネットを被せたりとかそういう対策を講じながら、良好な景観が維持できるように今取り組んでいるところがございます。

○新垣光栄委員 課長のおっしゃるとおり、最初はポットだった、そして鉢にしている。私はもう鉢も景観的にはふさわしくないと思います。やっぱり鉢植えじゃなくて、直植えにして、地域ボランティアの活用もしながら本当に県民が一体となって、フラワークリエイションをやっていくんだという、もうそろそろそういう方向性を出していくのが沖縄らしい風景づくりであるし、世界水準の観光地の形成だと思っていますので、その辺をもう少し考えていただきたいと思っていますので、よろしくお伺いいたします。

その中で、私、今回この県単費の維持管理も、皆さんの範疇だと思っていますので、関連して質問さ

せていただきます。本当に、先ほども嗣幸委員からありましたように、部長をはじめ、下地課長、それから富原班長ですか、それから友利担当ですか、一生懸命頑張っていて、少ない人員の中で今回、雑草対策をやっていて本当に感謝申し上げます。本当にもう、うるま市なんて完全に雑草がないような状況で、中部地区のですね、本当にもう喜んでもらっております。そういう中で、今回は50%の目標だったのにもかかわらず、40%になったと。それはフラワークリエイション事業が入ったために、予算の違いによってそういう弊害が出てきていると思いますので、そういうのもしっかり考え直して、次年度は100%の事業でやっていただきたいなと思っておりますので、どうでしょうか、意気込みのほう聞かせていただきたいんですけど。

○下地英輝道路管理課長 委員御案内の、今年度は約5割を目指しておったんですけども、そういうことで今約4割の実施状況でございます、5年度は、北中南、本島では全区間で導入を目指しているところで、宮古・八重山にも導入に向けて取組を進めているところでございまして、6年度以降に全区間でできたらというところで、関係する方々と意見交換をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○新垣光栄委員 今、雑草のほうはうまく機能してきたということなんですけれども、これ県単費の道路管理予算が、15億近い予算がある中で、雑草のほうはうまくいってるんですけども、高木、低木のほうは今ぶつ切りになっているんですよ。これ、先週、宜野湾市の喜友名地区で行われた高木の剪定なんですけれども、認識しているのかどうかお伺いいたします。

○下地英輝道路管理課長 この写真の箇所は、今確認をしたというところでございますが、高木の剪定については、害虫被害であるとか、そういった対策のため、やむを得ず強剪定するところも直近ではあるというところでございます。

○新垣光栄委員 そういう認識が、先ほど言った認識が共有できているかということが、先ほど言ったとおりなんですよ、私がなぜ先ほど言ったか。今、そういう沿道景観計画でも策定して、もう強剪定、ぶつ切りはしないと。弱剪定でもういくという方針を出したにもかかわらず、これ予算の執行するために無理やりやったのではないかなという状況にしか見えないので、しっかり各土木事務所にも共通認識できるように——もう今はあれですよ、アカギの幼虫、害虫ないですよ。その中で先週、こういう

ふうなぶつ切りをされると、予算を使うためにやってるんじゃないかなという認識にしかならないんですけども、どうでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 県では世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成を図るということを目指し、美ら島沖縄花と樹木の沿道景観計画を9月に策定いたしました。その中で、高木については弱剪定による自然な樹形の形成を目指すということをやっております。その弱剪定で自然な樹形を目指すという共通の認識を、各土木事務所とお互いに共通認識で対応してまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 今、写真を送ったのが、これうるま市なんです。もう弱剪定をするということで、市長の方針を出して、本当にきれいですよね。部長、見ていただいたほうがいいですけど、これが本来あるべき姿だと思いますので、しっかり執行、指令を共通認識を出して、共通認識に基づいた事業をやればそこまで変わるんだということを、県の皆さんも、職員の皆さんも分かっていたらいいので、ぜひ事業を進めていただきたい。

その中で私、一番思うのは、やっぱり職員の数が足りない。もう沖縄県の世界に誇れる町並みをつくるのであれば、専門的にもう少し専門の技術者を入れてフォローアップしていくのも大切ではないか、職員を増やしてそういう維持管理のほうの職員を増やしていくのも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、部長、そういう次年度の予算に関しては配慮もしていただきたいなと思っておりますけども、どうでしょうか。

○島袋善明土木建築部長 先ほど来、この世界水準の道路の沿道環境を目指すというところで、これも昨年からは性能評価方式、道路管理課を中心に頑張ってきているところでございます。

おっしゃるとおり、人、予算は非常に重要な要素ですので、ただ一方では今御存じのとおり、コロナ対策で、我々も一番人数を抱えてる中で、そういった派遣というところで、それはまた全庁的に協力しないといけない部分もございますけども、コロナが収束して落ち着いてきたら、やはり我々としても必要な人員と、必要な予算の確保については、そういった担当部局に対していろいろと申入れを行いたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ、本当に今頑張ってるんですよ。本当に頑張ってもらって、課長をはじめ、職員の皆さん雑草対策を頑張っていますので、しっかりこの雑草対策または沿道景観の形成に向けて、次は高木、次は低高木になるように進めていただきたい

と思います。課長、どうでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 次、地滑り対策と、急傾斜地の問題なんですけれども、結構今、東海岸ですね、本当に土木事務所の皆さんが頑張っていて、急ピッチで災害対策させていただいております。その中で、まだまだ地権者等の同意が得られなくて、なかなか執行残が残ってるという状況がありますけれども、その状況をやっぱり改善するためには地域との協力体制だと思うんですけれども、市町村とのですね。そういう協力体制はどのようになっているかをお伺いいたします。

○前武當聡海岸防災課長 地滑り対策事業は続けておるんですが、やはり現場に入るための施工同意というのがネックになるところでございます。

その場合には、やはり関係市町村と連携して、土木事務所だけではなくて、市町村の協力も入れながら同意取付けに頑張ってるというところがございます。

○新垣光栄委員 私、県の職員さんの頑張りを評価しておりますので、この東海岸一帯も急激に進んで、ぜひ、遠慮するべきではないと思います。協力を求めるところには、しっかり、やっぱり地元の自治体がしっかり分かっていますので、県の職員のほうもしっかり遠慮しないで、地元の自治会に協力依頼すべきではないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次、先ほど言われた下水道事業なんですけれども、下水事業の割合で、私たち中城村も、今までの予算では12年かかるということで、県の指導のおかげでこれを地方創生交付金を導入して10%負担にはなったんですけれども、3年、4年で進むことになりました。これを進めることによって、下水道の接続をすることによって、アパートや住宅が建てられて、その建てた効果で税収が入ってくると。結構10%の負担で、起債を受けて5%まで減ると、税収面でいうとメリットもあるのかなと思っておりますので、強力に進めていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○上原正司下水道課長 地方創生汚水処理施設整備推進交付金ですが、今現在のところで5市村がそれを使って下水道整備のほうを進めておりますので、次年度も、またほかの市町村にも促しながら進めていきたいと思っております。

○新垣光栄委員 以上です。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 それでは、先ほども質疑が出ましたけれども、泡瀬地区の土地造成事業について伺います。

この事業の予算ですね、橋梁事業は別にして、その港湾の埋立てに関する港湾事業費の予算の推移を、令和元年からちょっと数字を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 泡瀬地区の埋立事業は、沖縄振興公共投資交付金と社会資本整備総合交付金を活用して事業を推進しております。それでですね、元年度、これは合算になりますけれども……。

○金城勉委員 合算じゃなくて、橋梁は省いていいですよ。

○呉屋健一港湾課長 港湾事業ということでありますと、令和元年が8.9億円、令和2年度が7.7億円、令和3年度が7.6億円というふうになっております。

○金城勉委員 今年度は。

○呉屋健一港湾課長 ハード交付金は1.4億円というふうになっております。

○金城勉委員 この8.9億、7.7、7.6、1.4と、こういう推移になって、だんだんだんだん減ってきているんですけど、要求額はそれぞれの年度で幾らやったか記録ありますか。

○呉屋健一港湾課長 すみません、要求額についてはちょっと今、手元に資料がございません。申し訳ありません。

○金城勉委員 じゃあ、具体的な数字は述べなくていいんですけども、要求額とこの決定額というのは、どのぐらいの差があるんですか、概略。

○呉屋健一港湾課長 近年の状況であると、要求した額に対してかなり低い額というふうになっております。

○金城勉委員 ちなみに、4年度が1.4億円、3年度が7.6億円というふうになってるんですけれども、この令和4年度、今年度は幾ら要求したんですか。

○呉屋健一港湾課長 ちょっと時間かかりますが、例えばでいきますと、直接の答えにはならないかと思いますが、港湾事業でいきますと令和3年度についていたお金が7億6300万円に対して、令和4年度は1億3968万円というふうになっております。

○金城勉委員 それは分かっているんだよな。要求額から、その査定された金額との差があるかということを知りたかった。

○呉屋健一港湾課長 すみません、ちょっとお時間いただければと思います。申し訳ありません。

○金城勉委員 この8.9、7.7、7.6、1.4という変化があるんですけども、この数字の事業内容、ちょっと簡潔に説明してくれますか。

○呉屋健一港湾課長 港湾の緑地整備事業等でありまして、護岸の整備であったり、養浜ですね、砂の投入とか護岸とか、そういった類のものになります。

○金城勉委員 護岸工事といっても、皆さんが説明したビーチの奥のほうの県の埋立用地については、護岸も手付かずの状況、まだまだ埋立てに入れてない状況ですよ。そういう中で、この令和元年から8億円、7億円というふうに移ってきているんですけども、この予算というのは、どこに使われたかというのは説明できませんか。

○呉屋健一港湾課長 今、先ほど申し上げた予算については、県の埋立ての外周を囲む護岸ということになります。

○金城勉委員 この護岸は今どのくらい進んでるんですか。

○呉屋健一港湾課長 金額で、事業費ベースになりますけれども、約59%というふうになります。

○金城勉委員 護岸の工事で、59%本当に行ってるのか。護岸の全体の長さ、今完成してる長さ、ちょっと教えてください。

○呉屋健一港湾課長 護岸の延長になりますけど、720メートルのうち、完成が210メートルというふうになります。

○金城勉委員 これで59%になるのか。

○呉屋健一港湾課長 この護岸を造るためには地盤改良が必要になりますので、護岸そのもののできてる構造物の延長、上部工までできている延長と、実際護岸として先行している部分ですね、しゅんせつをしたりとか、地盤改良をしたりとか、あとマウンドをつくったりとかというのは先行してやりますので、延長そのものと事業費そのものがイコールになるわけではないということがあります。

○金城勉委員 これは具体的に数字を並べてみるとよくパーセントが出るかどうか分かりませんが、720メートルのうちの210メートルというふうになっているんですけども、なかなか厳しいんじゃないかと思います。

それでね、3年度が7.6億円だったのが、今年度が極端に1.4億円に落ちてるんですけども、これはどうしてですか。

○呉屋健一港湾課長 予算配分の在り方にあると思うんですけども、いずれにしても総額の我々の要求額に対して、実際の内示額が少ないということがあります。

○金城勉委員 元年度からね、8.9億円、7.7、7.6と、こう移ってきているのに、今年度はもういきなり1.4億円というね、事業は早めに進めなきゃいかん

に、予算は逆に絞られているという状況。これ、非常に由々しき問題ですね。これまでの元年度から8.9、7.7、7.6の予算の執行率というのは出ますか。

○呉屋健一港湾課長 すみません、通年が、複数年にわたってのものはちょっと今、手持ちがありませんで、後ほど提供したいと思います。すみません。

○金城勉委員 ところで、こういう予算の推移になっているんですけども、来年度、令和5年度の皆さんのこの工事についての予算要求額というのは、想定されている数字はありますか。

○呉屋健一港湾課長 ハード交付金の令和5年度要求額が、今のところ8億2490万円というふうになっております。

○金城勉委員 令和元年度からの推移を見るとね、多分、この令和4年度も七、八億の要求があったかと想像されるんですけどね、令和5年度も8.2億円の要求ということを用意しているということですから。だから、こういう令和4年みたいな数字になるとね、これは皆さん、令和7年度の完成予定を11年度まで延ばしているのが、果たしてその11年度という数字もどうなることか、こんなにもうばっさり削るという表現も当たらないぐらいの、この令和3年と令和4年の数字の変化。8.2億円、来年度要求して、これが1億円もしかして切っちゃうんじゃないかという懸念を持ちます。だからね、これは皆さんの責任ではないんですけども、予算の在り方というのは、これはもうやっぱり財政、それを預かる担当部局及び執行部の責任重大だというふうに思うんですね。だから、今後いかにこの一括交付金、そして、特にハード交付金の減額が皆さんの事業に、もうボディーブローのように効いて、もう失神しそうだよ、皆さん。

この事業と、それから先日、照屋委員も触れた、胡屋十字路から高原向けの県道20号線の拡幅工事、これももう本当に、私も市民から叱られっ放しでね、エーヤー、イチナルバーと。この胡屋高原線、これについても、当初計画のスケジュールと今現在どのように変わってきたか、ちょっと説明いただけますか。

○呉屋健一港湾課長 すみません、先ほどの8億というふうに申し上げた数字ですね、ちょっと計算、足し算するのを漏れておまして、8億ではなくて20億580万円です。先ほどの額が、緑地の部分のみを申し上げておりましたが、港湾改修事業費が11億8090万となりますので、先ほどの8億2490万を足しますと、20億飛んで580万円となります。

申し訳ありません、失礼しました。

○金城勉委員 新年度の予算がどうなるか注目しておきます。

それで、今の話に戻しますけれども、この胡屋高原線の県道20号線、これ、当初計画のスケジュールと、今現在のスケジュール、ちょっと説明をいただけますか。

○砂川勇二道路街路課長 胡屋泡瀬線という街路事業で実施しておりますが、3工区に分けて実施しております。

1工区が、胡屋交差点からコザ中学校前付近までなんですけれども、これが一番最初の事業認可期間ですね、平成17年から平成23年だったところが、令和5年までという事業認可の期間になっております。

2工区ですけれども、2工区が平成20年から平成26年度まで、当初の事業認可期間ですけれども、こちらも令和5年度までということになっております。

最近事業化しました高原工区なんですけれども、これが平成25年から平成31年までの事業認可だったところが、今、令和6年までの事業期間というふうになっております。

○金城勉委員 令和5年といたら来年ですよ、1工区令和5年、2工区令和5年。この23年から5年に延びて、26年から5年に延びたということもびっくりものなんですけれども、令和5年、これは皆さんの予定どおり工事は進みそうですか。

○砂川勇二道路街路課長 これにつきましてはちょっと時間がかかったところもございますが、今のところ進捗率は88%程度でございますが、今、令和5年までとなっておりますが、ちょっと見直しを行う必要があると思っております、これ都市計画事業ですので、事業認可というのが必要になりますが、その事業認可を3年程度延長する必要があるだろうと考えております。

2工区につきましては進捗率が54%、用地買収もおおむね50%完了しております、こちらも令和5年ですけれども、3年程度延長が必要であると考えております。

高原工区につきましては、国道の取付けですとか、ちょっと交差点の設計、時間を要しております、次年度都市計画変更の予定でございます。

そのスケジュールから考えますと、こちらもまた3年程度延ばす必要があるだろうというところで今考えてるところでございます。

○金城勉委員 この事業の財源はどこですか。

○砂川勇二道路街路課長 ハード交付金でございます。

す。

○金城勉委員 ということであれば、今言った泡瀬の、いわゆる港湾事業と同じような財源になってますのでね、だから要求額が七、八億円もあるのは1.4億円に減額されたりしている状況の中で、皆さんの事業もこういうふうにもうやがて10年以上も遅延するという状況の中で、このハード交付金ということであれば、なおのこと、さらにまた遅延が延びるという懸念もあるんじゃないですか。

○砂川勇二道路街路課長 予算の状況によってということではございますが、減額が続けば可能性はあると考えます。

○金城勉委員 デーজনatonヤ、もう。こういうことがね、恐らく全県的にいろんな皆さんの公共事業に影響が及んでいることは、もう想像に難くない。さらに市町村事業についても、当然のように、それは影響及んでいくでしょう。当選してカチャーシー踊るような、あの姿、今思い起こしますよ。本当にね、皆さんかわいそうだ。一生懸命、現場ではやろうとしてるのに、その財源を取り付ける能力がないということになるとね、本当に皆さん、知事は皆さんに対して頭を下げなきゃいかんよね、申し訳ないと。

疲れたから、もうここで終わる。

○瑞慶覧功委員長 以上で、土木建築部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明10月21日金曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功